

## 結合製造物責任（二・完）

——ドイツの議論を題材に——

鈴木美弥子

- 一 はじめに
- 二 結合製造物の概念
  - (一) 判決、文献にみられる概念
  - (二) 結合製造物の概念規定
- 三 結合製造物の責任構造
  - (一) 製造物責任の歴史的展開
  - (二) 製造物責任における技術的可能性の意義
    - (1) 従来の製造物責任における意義
    - (2) 製造物責任法における意義
    - (三) 製造物責任における製造物の結合性の意義
      - (1) 従来の製造物責任における意義
      - (2) 製造物責任法における意義(以上七五卷一号)
- 四 わが国における状況
  - (一) 結合製造物の結合類型
    - (1) 必要的水準合致の主製品と必要的補助製品の結合(第一類型)
    - (2) 水準可変の主製品と必要的補助製品の結合(第二類型)
    - (3) 必要的水準合致の主製品と任意的補助製品の結合(第三類型)
    - (4) 水準可変の主製品と任意的補助製品の結合(第四類型)

結合製造物責任（二・完）（鈴木）

### 三 結合製造物の責任構造

#### (四) わが国における状況

1 戦後の産業の発展により、わが国は高度経済成長期に入り、生産・販売も消費も大量となり、拡大の一途を辿った。その結果、製造物を原因とする事故が生ずると、その被害は大規模なものとなり、深刻な事態にいたるようになる。昭和三〇年代においては、乳児用ミルクの安定剤として、第二燐酸ソーダの代わりに、砒素を含む類似品を使用したため、このミルクを飲用した乳児が砒素中毒になった森永ミルク事件<sup>(1)</sup>、妊婦が睡眠・つわり防止薬としてサリドマイド剤を服用したことを原因として、四肢短縮症児が誕生したサリドマイド事件<sup>(2)</sup>、整腸薬としてキノホルム剤を服用した者に、歩行障害・視力障害を伴う、スモン(亜急性脊髓視神経症)と名づけられた症状が現れる(この被害は昭和四五年のキノホルムの発売停止まで続いた)スモン事件が発生した。そして、昭和四〇年代に入ってから、脱臭のため加熱工程で熱媒体として使用された塩化ビフェニール(PCB)を主成分とするカネクロール四〇〇が混入したライスオイルを摂取した者が有機塩素中毒となり、皮膚、内臓、神経疾患が現れたカネミ油症事件が、そして、昭和四五年には欠陥車問題が発生することとなる。これ以前においても、たしかに、欠陥製品を原因として被害が生ずる事件は生じていたものの、これを製造物責任の問題としてとらえるという認識は薄かったといえる。しかし、世界的な消費者保護の潮流や、昭和四三年の消費者保護基本法の制定を背景とし、そして、特

に欠陥車問題により自動車製造者の法的責任について法学界の関心が高まったことを契機として、製造物責任として製造者、販売者の責任を検討することが進捗することとなったのである。このような動きに対応するように、この後、カネミ油症訴訟<sup>(4)</sup>、スモン訴訟<sup>(5)</sup>、心臓薬コラジルの服用により燐脂質脂肪肝、血液・心臓障害が生じたとするコラジル訴訟<sup>(6)</sup>、肺結核治療薬のストレプトマイシンにより全ろうとなったとするストレプトマイシン訴訟<sup>(7)</sup>、腎炎・リユーマチ治療薬であるクロロキン製剤により網膜症に罹患したとするクロロキン訴訟<sup>(8)</sup>、大腿部への筋肉注射を原因として乳幼児が大腿四頭筋短縮症に罹患したとする大腿四頭筋短縮症訴訟<sup>(9)</sup>などの食品・医薬品を原因とする訴訟をはじめ、ガス器具<sup>(10)</sup>、機械製品<sup>(11)</sup>、日用品<sup>(12)</sup>、不動産等により損害が生じたとする訴訟も提起されるにいたったのである。

2 製品の買主が製造者に責任を追及するにあたっては、ドイツと同様に、日本においても民法には直接の規定がなく、民法の既存の責任である、契約責任、不法行為責任として追及することが考えられた。契約責任については、製造者と製造物の買主の間には、通常は販売者が介在し、直接的な契約関係はみられないことから、直接、製造者の責任を問うために、製造者が買主に対して契約上責任を負うよう工夫された契約法的構成が提示された。これについては、製造者は消費者に損害が生じた場合には賠償する（保証・担保する）<sup>(14)</sup>としたうえで商品を流通させているとする見解（その根拠について、さらに、製造者はこのような内容の黙示の保証をなしているとする説<sup>(14)</sup>、契約が成立しているとする説<sup>(15)</sup>、取引の実態によっては事実たる慣習、慣習法に基づくとする説<sup>(16)</sup>が存在する）、製造者の保証の内容は、瑕疵の追完にとどまるが、この保証には、買主の生命、身体、財産を侵害してはならないという信義則上の義務が付随しているとし、この付随義務の違反として製造物責任が認められるとする見解<sup>(17)</sup>、法定の保証責任が商品と

ともに売買連鎖を通じて消費者に移転していくとする見解<sup>(18)</sup>などが主張された。これに関しては、安全配慮義務違反として責任を認めた判決<sup>(19)</sup>はだされているものの、保証責任については裁判所は正面からは認めていない<sup>(20)</sup>という状況にある。この他に、不動産に備え付けて使用する製品による事故の場合には、民法七一七条により賠償請求することもあるものの<sup>(21)</sup>、製造者が土地工作物の占有者、所有者に該当することはごく例外的なケースであるといえる。また、民法七一七条一項但書により土地工作物の所有者の責任は、工作物の占有者が免責される場合に補完的に生ずるものであるが、過失の有無を問わず認められることから、製造物責任について無過失責任を主張する際に民法七一七条を根拠とする見解も存在し<sup>(22)</sup>、裁判においても主張されたのであるが、裁判所は、あくまでも、実定法上の解釈論としては、過失主義の原則は否定しがたいとした<sup>(23)</sup>。また、事業者の責任追及にあたっては、従業員・代表者等の過失行為を前提として、使用者責任(民法七一五条)、法人の不法行為責任(民法四四条)が問われてきたが、多数の者が複雑に関与する事業活動において、問題となる個々の行為者の行為を特定し、立証することは困難であり、事業活動の実態にも合わないといえることから、個々の従業員等の行為を特定することを不要とする、あるいは、直接的に事業者(会社)自体に過失責任(民法七〇九条)を認める裁判例も存在する<sup>(24)</sup>。製造物責任法成立以前においては、製造物責任について、以上のように、いくつかの法的構成が存在するものの、大多数の場合は、民法七〇九条に拠り、製造者について、製造物を原因とする損害発生について予見し、回避すべき義務の違反としての過失がみとめられる場合に、不法行為責任として製造物責任が追及されていた。この意味では、製造物責任は、製造者の過失という主観的要素を責任原因とするものであり、欠陥については、欠陥を作出したことについて過失が問題になるとの意味で関係があるとする考えは存在するものの、基本的には、製造者の過失の問題として論じられ

てきたのである。

3 従来、過失は、不注意という心理状態として主観的なものと考えられていたが、現在では、結果の予見（義務）を前提とした結果回避義務を内容とする注意義務の違反という客観的なものとされている（過失の客観化）。そして、この注意義務に関して、加害者の個々の行為について詳細に特定化、具体化する必要があるとされていたが、その証明の困難から被害者を救済するため、前述のように個々の従業員等の過失を前提とせず、事業者自身の過失として捉える、また、事故原因の具体的な特定から離れ、注意義務について、安全な商品を製造し、販売する義務という形で抽象化し（過失の抽象化）、そして、注意義務の基準について、製品事故、公害事件においては、必要に応じて、一般的なケースで使用される通常人、業界の水準ではなく、最高の水準というように高度に設定する（過失の高度化）傾向がみられる。この過失の抽象化・高度化は、製品事故にあつては、特に、人の生命・身体に直接被害がおよぶおそれのある食品、医薬品事件に関して認められている。<sup>(25)</sup>

この過失（注意義務違反）を規定する具体的な要素について、エレベーターの扉の安全装置の下端と床の間の隙間に右足先を挟まれ受傷したことによるエレベーター事件判決では、注意義務の具体的な内容、範囲については、製品自体の有用性、予見され、または、予見可能な危険の性質、その危険回避の可能性および難易、安全対策が製品の有用性に与える影響、製品の利用者が誰か、利用者による危険の予見ないし回避の可能性などを総合考慮して判断されねばならないとしている。<sup>(26)</sup> また、製造物責任法制定以前の事件であり、過失責任に拠るものであるが、製造物責任法の責任原因である欠陥を意識しつつ判断が示されているテレビ発火事件判決は、製品の製造者は、製品を設計、製造し流通に置く過程で、製品の危険な性状により利用者が損害を被ることがないよう、その安全性を確

保すべき高度の注意義務（安全確保義務）を負うといふべきであるから、製造者が右義務に違反して安全性に欠ける製品を流通に置き、これによって製品の利用者が損害を被った場合には、製造者は利用者に対しその損害を賠償すべき責任、すなわち製造物責任を負うとし、製造者が負うこの安全確保義務は、製品について社会通念上当然に具備すると期待される安全性（合理的安全性）を確保すべき義務であり、義務は、流通に置いた時点で製品が安全であれば足りるのではなく、製品を取得した者が、合理的期間内、これを安全に利用できるよう確保することを内容とするものであって、利用者が現実に利用する時点での製品の安全性の有無がもつとも重要といふべきであるから、利用時の製品の性状が、社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されれば、その製品には欠陥があるといふべきとする。そして、この製品に要求される安全性の程度は、個々の製品または製品類型によって異なるから、製品が合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されるか否かの判断は、その製品の性質や用途、製品の利用に際し利用者が負うべき注意義務の程度やその時代の科学水準などを総合して、社会通念に基づいてなされるべきものであり、右合理的安全性の概念を前提とする製品の欠陥についての判断も、同じく個々の製品または製品類型ごとに個別になされるべきものであるとする<sup>(27)</sup>。また、安全性を確保するための措置の容易な実施可能性を過失判断の規定要素として示す判決も存在する<sup>(28)</sup>。

過失において、結果の予見を前提とした回避義務の措置に際し、判決で示されたように、様々な要素により規定されるのであるが、その当時の科学技術水準は基本的要素であるといえ、製造物の危険や欠陥が製造物を流通に置いた時点での科学技術水準では除去できない開発上の欠缺（という事情）、製造物そのものに関する技術的可能性<sup>(29)</sup>についても、この回避義務の措置の際に考慮に入りうるといえる。

また、製品類型ごとに、過失を規定する要素のウェイトも異なる。開発上の欠缺、製品そのものに関する技術的可能性との関係でいえば、回避義務措置の際には、特に製品の有用性・効用、製品の代替不可能性と対比した考慮がなされる。例えば、難病に対する新薬については、製品の有用性・効用、製品の代替不可能性の観点から、製品の技術的可能性の限界を考慮して、製造者の過失を否定することも可能であるといえようが、食品の場合には、製品の代替不可能性や、特定の製品についての有用性というものは想定しがたく、製品そのものの技術的可能性の限界を考慮して責任を否定するというケースは存在しがたいであろう。<sup>(30)</sup>

4 以上のように、製造物責任は、従来は、基本的には、不法行為に拠り、製造者の過失を責任要件としてきたのであるが、一九九五年に欠陥を責任要件とする製造物責任法が施行されることとなった。一九八五年にEC閣僚理事会が欠陥を責任原因とする製造物責任に関するEC指令を採択し、加盟国に通知したことにより、加盟国が統々とこの指令を国内法化した製造物責任法を制定していくという状況のもと、わが国においても製造物責任法の立法化の気運が高まり、具体化していったのである。製造物責任法の制定にあたり、責任要件たる「欠陥」の定義をめぐり、活発な議論がなされた。欠陥については、様々な事情を総合考慮して、人が正当に期待しうる安全性を欠如していたか判断することになるのであるが、この判断について、欠陥概念の明確化のため、具体的な考慮事情を提示すべきであるとして、産業構造審議会総合製品安全部会の「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」と題する答申<sup>31)</sup>は、欠陥の定義は抽象的で、具体性に乏しいとしたうえで、欠陥は規範概念であるが、予測可能性を高め、製造者の安全性向上につなげていくために、総合的に勘案されるべき「あらゆる事情」を可能な限り明確にしておくことが必要であり、具体的には、「製造物の表示」、「合理的に予期される使

用」、「製造物が流通に置かれた時期」のほか、「製品の効用・有用性」、「経済性」、「技術的実現可能性」、「被害発生の蓋然性とその程度」、「使用者による損害発生防止の可能性」、「製品の通常使用期間・耐用期間」を挙げる事ができるとし、個々の事例によりそれぞれの要素のウエイトは異なり、裁判所はこれらの要素を総合勘案して判断すると述べる。これと同様に、国民生活審議会消費者政策部会の「製造物責任を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」と題する報告は、<sup>32)</sup>欠陥概念は、裁判規範であると同時に、製造者、消費者それぞれにとって行為規範として機能するものであることから、欠陥の有無の判断の基準ないし要素を、例えばEC指令が例示しているもの以外にも重要なもの（具体的には、製品の効用・有用性、製品の価格対効果、技術的实现可能性、被害発生の蓋然性とその程度、使用者による損害発生防止の可能性、製品の通常使用期間・耐用期間等）があれば示すなどして、欠陥概念を可能な限り明確化することが望ましいとし、考慮事由を具体的に挙げている。これに対して、法制審議会民法部会財産法小委員会の報告は、<sup>33)</sup>欠陥の有無を判断するための考慮事情を明らかにすることは有用であるものの、それを法律上明記する規定を設けることは実際上困難であり、適切な解決のためには、実務の運用に委ねるべきであるとの立場をとっている。これは、欠陥の判断では、個々のケースに応じて適切な関係する諸事情の考慮がなされるべきものであり、さらに、様々な考慮事情を法律上明記することは、欠陥の判断の争点が拡散し、被害者の立証負担が重くなることに通ずるおそれがあることに基づくものといえる。欠陥概念の明確化に関する要請と、そのマイナス面との調整の結果、製造物責任法は、特に、「当該製造物の特性」、「通常予見される使用形態」、および「製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」という重要かつ一般的な事由を列挙するにいたった（二条二項）。

学説においては、欠陥の判断基準に関しては、従来から、過失にかわり欠陥を責任基準とするアメリカの嚴格製造物責任理論における、製造者の意図した設計、仕様から製造物が逸脱していた場合に欠陥の存在を認める標準逸脱基準、消費者の期待する安全性を欠いている場合に欠陥があるとする消費者期待基準、危険性が効用を上回るときに欠陥があるとする危険効用基準をもとに検討がなされていたといえる。<sup>(34)</sup>

製造物責任法においては、欠陥が責任要件とされているが(三条)、決して製造物について絶対的な安全性が求められているわけではなく、欠陥は、製造物に係る諸事情により、通常有すべき安全性を欠如すると評価された場合に認められるのである(二条二項)。この判断において、考慮される要素として、明文上は前述の三つの事由が提示されたのであるが、前出の答申・報告における諸事情も個々のケースにおいて欠陥を判断する事情となるといふ意味は存在しており、これら三つの事情のなかに読み込まれているといえる。欠陥を規定する要素として、技術的実現可能性が挙げられており、また、製品によつては、極めて大きい有用性のため、高い危険性を許容しなければならぬものもあり、製品に内在する社会的に許容される不可避な危険性は、それが既知のもの(この場合、製造者による適切な指示・警告がなされることにより、使用者・消費者の側でその現実化としての事故を回避すべきであるとされている)であろうと未知のものであろうと、その存在のみから欠陥と評価されてはならないともされており、不法行為による製造物責任の場合と同様に、製造物責任法による責任の判断においても、開発上の欠缺(という事情)、製造物そのものに関する技術的可能性についても、特に、製品の有用性・効用、製品の代替不可能性との衡量において、考慮に入りうるといえる。<sup>(35)</sup>

5 以上、わが国における製造物責任について開発上の欠缺、製品の技術的可能性について触れつつ概観してき

たが、本稿で検討の対象とする、製造者が流通に置いた後、利用者により、他の製品とともに、製造物の使用により共通の結果をもたらす目的で組み合わせられる製造物であり、製造物が組み合わせられてはじめて共通の不可分な損害が生ずるような結合製造物に関する責任について、先に検討したドイツの風防事件判決のごとく、そのような他の製品との組み合わせから生ずる危険に対して明確に意識し、判断を示した裁判例は、わが国においては、現在までのところ見うけられない<sup>(37)</sup>。

学説においては、複数の製造物を組み合わせ使用、利用することによって不相当な危険が生ずる場合として、密閉性の高い集合住宅で設置されたC F式ガス風呂釜で湯を沸かしている場合に、台所で一定の排気容量の換気扇を使用していると、排気ガスが煙突から逆流して浴室内の人間が一酸化炭素中毒となるケース、酸素系の浴室カビ取り剤と塩素系のものの併用により死亡事故が生ずるケース、抗ウィルス剤と抗がん剤との併用により死亡事故が生ずるケースを挙げ、そのような併用が「通常予見される使用形態」であるのか、これが肯定される場合には、併用しても危険にならないように、製品の設計の変更、ないしは併用の危険性の警告が適切になされているかが問題になると指摘する見解が存在する<sup>(38)</sup>。

従来、「通常予見される使用形態」が問題になるときは、利用者・消費者の誤使用や用途外使用の場合の処理(通常予見される誤使用・用途外使用であれば、通常予見される使用形態に入る等の解決)に関して論じられてきたといえる<sup>(39)</sup>。製造物を組み合わせ使用したことにより損害が発生する場合は、必ずしも、明らかな誤使用・用途外使用(誤った組み合わせ)によるとは限らず、一応(二見)、適正な使用(組み合わせ)とされる場合もありえるのであり(典型的には、併用の結果生ずる危険が既知のものでない限り、先の具体例のうち最初のもの)、この場合、組み合わせられ

る（一般的なものであれ、特定のものであれ）製品の存在と、これが組み合わされた場合の展開（危険）が、どの程度、どの範囲まで、製造物のコンセプトに入り、したがって、製造者の危険領域、あるいは、製造物の欠陥の範囲に入るのかという問題を、誤使用・用途外使用の場合よりも、より明確な形で提起するといえよう。

(1) 事件の経過に関し、ジュリスト五五二号「特集・森永ミルク中毒事件判決」（一九七四年）石堂功章ほか（座談会）「森永ドラ イミルク中毒事件判決と今後の問題点」一四頁以下、西原春雄「信賴原則と予見可能性——食品事故と交通事故とを対比させつ つ」同三〇頁以下、森永ミルク中毒被害者弁護団「森永ミルク中毒事件の経緯と現状」同四一頁以下、伊多波重義ほか（座談会）「森永ドラ イミルク／サリドマイド両訴訟の和解と今後の課題（一）（二完）」法学セミナー一三五号三三頁以下、一三六号一〇九頁以下（一九七五年）、森永ミルク中毒被害者弁護団編「森永ミルク中毒事件と裁判」（ミネルヴァ書房 一九七五年）、森島昭夫「サリドマイド『いしずえ』、森永ミルク中毒『ひかり協会』設立後三年間の経験」ジュリスト六五六号六六頁以下（一九七八年）参照

(2) 事件の経過に関し、増山元三郎「サリドマイド」（東大出版会 一九七一年）、山田伸男「薬害裁判の現況と問題点——サリドマイド」法律時報四五卷一号五九頁以下（一九七三年）、ジュリスト五七七号「特集・サリドマイド事件の和解」（一九七四年）一 番ケ瀬康子ほか（鼎談）サリドマイドの和解をめぐって」一五頁以下、森島昭夫「サリドマイド和解と民事法上の問題点」同四一頁以下、サリドマイド訴訟常任弁護団「サリドマイド訴訟の意義——その経過と和解内容の評価」同四七頁以下参照

(3) 例えば、椿寿夫「欠陥車と民事責任」（上・中・下）ジュリスト四三三二号二五頁以下、四三五号六五頁以下、四三六号一四〇頁以下（一九六九年）、森島昭夫「自動車の製造者責任——アメリカの判例を中心に（上・下）」ジュリスト四三三二号三二頁以下、四三九号六一頁以下（一九六九年）、ジュリスト四三三三二号「特集・欠陥車——その法的検討と安全性の追求」舟本信光「欠陥車訴訟の問題点」同二頁以下、西島梅治「製造物責任保険」同五六頁以下、竹内啓介「米国における自動車の生産物賠償責任保険の現状」同六三頁以下

(4) 福岡地判昭和五二年一〇月五日判例時報八六六号二一頁以下、福岡地小倉支部判昭和五三年三月一〇日判例時報八八一号一七頁以下、福岡地小倉支判昭和五七年三月二九日判例時報一〇三七号一四頁以下、福岡高判昭和五九年三月二六日判例時報一一〇九

号二四頁以下、福岡高判昭和五九年三月一六日判例時報一〇九号四四頁以下、福岡小倉支部判昭和六〇年二月一三判例時報一四四号一八頁以下、福岡高判昭和六一年五月一五判例時報一九一号二八頁以下、法律時報四九卷五号「特集・カネミ油症裁判」(一九七七年)牛山積「現代資本主義と食品公害」八頁以下、沢井裕「食品関連企業の責任構造」同二三頁以下、下山瑛二「国と地方公共団体の責任」同二三頁以下、平野克明「因果関係と共同不法行為」同三〇頁以下、馬奈木昭雄「カネミ油症事件における損害論」同三九頁以下、石黒一鬼ほか「座談会」カネミ油症裁判の問題点」同五六頁以下、ジュリスト六五六号「特集・福岡カネミ油症判決」(一九七八年)加藤一郎ほか「座談会」食品事故および被害と被害者の救済」一七頁以下、川井健「食品製造者と製造物責任」同三九頁以下、淡路剛久「カネミ訴訟と食品製造関連企業の責任」同四四頁以下、沢井裕「カネミ油症事件判決第二陣訴訟第一審判決の意義と法理」法律時報五四卷六号五三頁以下(一九八二年)ほか参照

(5) 金沢地判昭和五三年三月一日判例時報八七九号二六頁以下、東京地判昭和五三年八月三日判例時報八九九頁以下、福岡地判昭和五三年一月一四日判例時報九一〇号三三頁以下、広島地判昭和五四年二月二日判例時報九二〇号一九頁以下、札幌地判昭和五四年五月一〇日判例時報九五〇号五三頁以下、京都地判昭和五四年七月二日判例時報九五〇号八七頁以下、静岡地判昭和五四年七月一九日判例時報九五〇号一九九頁以下、大阪地判昭和五四年七月三一日判例時報九五〇号二四一頁以下、前橋地判昭和五四年八月二一日判例時報九五〇号三五頁以下、東京高判平成二年二月七日判例時報一三七三号三頁以下、新潟地判平成六年六月三〇日判タ八四九号二七九頁以下、判例時報八七九号「特集・北陸スモン訴訟をめぐって」(一九七八年)森島昭夫「北陸スモン訴訟とその問題点」三頁以下、平野克明「スモン訴訟判決と因果関係論」同七頁以下、植木哲「製造業者者の責任」同六一頁以下、中井美男「北陸スモン訴訟における損害論」同二二頁以下、ジュリスト六六三号「特集・北陸スモン判決」(一九七八年)森島昭夫「北陸スモン判決の問題点」一五頁以下、松波淳一「北陸スモン判決の意義と問題点」判例時報九一〇号「特集・福岡スモン訴訟第一審判決」(一九七九年)森島昭夫八頁以下、潮見一雄「福岡スモン判決と民事上の問題点」同二三頁以下、伊藤進「福岡スモン判決をめぐって」国の責任と会社の責任の関係」同二八頁以下、判例時報九五〇号「特集・スモン事件判決をめぐって」(一九八〇年)清水兼男「スモン訴訟と医師・製薬会社の責任」一四頁以下、椿寿夫「スモン九判決における損害賠償額の概略」同二七頁以下、新見育文「スモン訴訟と損害」同三〇頁以下、森島昭夫「スモン訴訟判決の総合的検討」(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七・完)ジュリスト七〇六号五一頁、七二二号一四頁、七一五号八二頁、七一七号一〇〇頁、七四五号二二八頁、七四七号二六六頁、七五〇号一三〇頁以下、(一九七九、八一年)、淡路剛久「スモン事件の紛争解決と法」(一)(二)(三)(四)

(五) (六・完) 一七〇六号六一頁、七一一号一〇七頁、七一四号一二二頁、七一七号一〇九頁、七二一号一一三頁、七二六号八四頁以下 (一九七九〜八〇年) 参照

(6) 一九八〇年四月 (新潟コラジル訴訟)、一九八三年七月 (東京コラジル訴訟) に和解が成立した。

(7) 東京地判昭和五三年九月二五日判例時報九〇七号二四頁以下、東京高判昭和五六年四月二三日判例時報一〇〇〇号六一頁以下 (前者の控訴審判決)

(8) 東京地判昭和五七年二月一日判例時報一〇四四号一九頁以下 (第一次訴訟)、東京地判昭和六二年五月一八日判例時報一二三一号三頁以下 (第二次訴訟)、東京高判昭和六三年三月二一日判例時報一二七一号三頁以下 (第一次訴訟)

(9) 福島地白河支判昭和五八年三月三〇日判例時報一〇七五号二八頁以下、東京地判昭和六〇年三月二七日判例時報一一四八号三頁以下、名古屋地判昭和六〇年五月二八日判例時報一一五五号三三頁以下

(10) 例えば、京都地判昭和四八年五月三一日判例時報七四八号九二頁以下、大阪高判昭和四九年一月三二日判例時報七五二号四〇頁以下、福岡地判昭和四四年一〇月九日判例時報九五六号九四頁以下

(11) 例えば、札幌地判昭和四八年一月三一日判例時報七一三号一一六頁以下 (ネットコンベアのチェーンの安全装置)、京都地判昭和四八年九月七日判例時報七三二号六八頁以下 (電動扉の開閉装置)、大阪高判昭和五九年一月二五日判例時報一一一三号八〇頁以下 (キューポラの溶接不良等)

(12) 例えば、神戸地尼崎支判昭和四四年三月三日判例時報九四二号八七頁以下 (乳幼児用防護柵)、京都地判昭和五八年三月三〇日判例時報一〇八九号九四頁以下 (金づち)、最判昭和五八年一〇月二〇日判例時報一一〇二号四八頁以下 (バトミントンラケットの柄)

(13) 例えば、大阪地判昭和四九年四月一九日判例時報七四〇号三頁以下 (擁壁)、大阪地判昭和五三年一月二日判例時報九三四号八一頁以下 (基礎工事、建物工事)、福岡高判昭和五五年五月二三日判夕四三三号九九頁以下 (宅地造成)

(14) 加藤一郎「担保責任」谷口知平∥加藤一郎編『民法演習』IV (有斐閣 一九五九年) 一〇五頁、来栖三郎『契約法』(有斐閣 一九七四年) 一一二頁

(15) 鈴木祿弥『債権法講義』(創文社 一九八〇年) 一九六頁

(16) 加藤一郎『注釈民法』(19) (有斐閣 一九六五年) 一三四頁

結合製造物責任 (二・完) (鈴木)

- (17) 北川善太郎「担保責任」谷口知平、加藤一郎編『新民法演習(4)』(有斐閣 一九六八年)一〇四頁
- (18) 浜上則雄「フランスにおける製造物責任の理論」(一)『民商法雑誌六三巻六号八三三頁(一九七一年)』
- (19) 神戸地判昭和五三年八月三〇日判例時報九一七号一〇三頁以下
- (20) 東京地判昭和五三年八月三日判例時報八九九号二八九頁(スモン東京地裁判決)は製造物責任の一環としての担保責任の法理については、実定法上の解釈論としては、過失主義の原則を否定しがたいことからとれないとする。
- (21) 例えば、京都地判昭和四八年九月七日判例時報七三二一六八頁以下(電動扉)、大阪地判昭和四九年四月一九日判例時報七四〇号三頁以下(擁壁)、東京地判昭和五五年七月一九日訟務月報六巻九号一六九六頁以下(火災が発生したボイラー室)
- (22) 有泉亨「生産物責任論序説」内田力蔵・渡辺洋三編『市民社会と私法』五八頁以下(東京大学出版会 一九六三年)
- (23) 東京地判昭和五三年八月三日判例時報八九九号四八頁(東京スモン訴訟) 広島地判昭和五四年二月二日判例時報九二〇号一九頁(広島スモン訴訟、静岡地判昭和五四年七月一九日判例時報九五〇号一九九頁(静岡スモン訴訟) ほか
- (24) 升田純『詳解 製造物責任法』二二頁(商事法務研究会 一九九七年) 参照
- (25) 升田・前注一九頁以下参照
- (26) 東京地判平成五年四月二八日判例時報一四八〇号九六頁
- (27) 大阪地判平成六年三月二九日判例時報一四九三号四六頁以下
- (28) 京都地判昭和四八年一月三〇日判タ三〇三号二二九頁(安全ベルトをセンターピラーに金具で固定することに関して)、横浜昭和五〇年二月四日判タ三三四号二七一頁(助手席背もたれ前倒防止装置を設けなかったことに関して)
- (29) 本稿三(一)参照のこと
- (30) このような趣旨について、森島昭夫「北陸スモン判決の検討」ジュリスト六六三号一八頁(一九七八年)、升田前出注(24)(製造物責任法の欠陥の問題として述べられているが、過失による場合でも妥当しよう)三四四頁以下
- (31) NBL五三四号六五頁以下(一九九三年)
- (32) NBL五三五号四四頁以下(一九九三年)
- (33) NBL五三五号四〇頁以下
- (34) 例えば、森島昭夫「製造物責任における欠陥概念」法政論集一四二号一九八頁以下(一九九二年)、朝見行弘「責任基準(1)

欠陥」別冊NBL二四号三三頁以下、朝見行弘「嚴格製造物責任理論における欠陥概念(1)(2)」法政論集九七号四五頁以下、一〇一号二七七頁以下(一九八三、四年)、鎌田薫「欠陥」判例タイムズ八六二号五七頁以下(一九九五年)、小林秀行・東京海上研究所編『新製造物責任法体系II「日本編」』三一頁以下(小林秀行II三井俊紘執筆)(一九九八年)

(35) 通産省後出注(39)九七頁。升田前出注(24)三九五頁以下は、欠陥の判断にあたっては、損害発生の蓋然性、損害の内容、製品の効用、有用性、使用の態様、使用者による損害発生防止の可能性、技術的な実用性、可能性といった損害の発生、その回避の可能性に関する事情が個々の事案の内容によっては、考慮されることがあるが、これは、過失責任における損害発生の子見可能性、結果の回避可能性を欠陥の判断にあたって考慮するわけではなく、あくまでも、損害発生等の事情は欠陥の判断のための一つの事情として考慮されるとする。不法行為による製造物責任と製造物責任法の責任との相違と責任の実際的な近接性を適切に説明するものであると考える。本稿三(二)(2)4も同旨である。

(36) 本稿が検討の対象とする結合製造物について、本稿二(二)、同注(13)参照のこと

(37) BGHZ 99, 167ff. 本稿三(三)(1)。これに関係するものとして、入浴中の一酸化炭素中毒についてガス器具販売取付業者に注文者が設置する換気装置の助言を含む事故防止義務を認めた判決は存在する(東京地判昭和五〇年六月三〇日判例時報八〇一号五二頁以下)。

(38) 松本恒雄「責任主体」判例タイムズ八六二号四二頁(一九九五年)

(39) 通産省産業界消費経済課『製造物責任法の解説』九六頁以下(一九九四年)、升田前出(24)三五二頁以下、鎌田前出注(34)六一頁、小林前出注(34)三五頁

#### 四 結合製造物の結合性と結合製造物責任

結合製造物の製造者の責任については、前章における、特に、風防事件判決、および、この判決をめぐる検討からは、利用者により自己の製造物と組み合わされる他の者が製造した結合製造物によっても責任が規定されるとい

える。すなわち、結合製造物の製造者には、自己の製品が他の結合製造物と組み合わせられた結果生じうる危険を考慮にいれ（自己の結合製造物に対する義務の範囲内のもとの意義づけられる）、これらの危険を回避すべく適切な設計、指示、警告をなす義務を認めうるといえるのである。ただし、結合製造物の製造者の義務は、他の結合製造物の使用について必要なものか任意のものかという結合の緊密度を基準として、その存否、認められるとされる義務の内容について差異があるといえる。

例えば、風防事件判決においては、他の結合製造物に対する製造物監視義務・調査義務、これにより判明する結果に基づく指示・警告義務について、製造物間の結合が必要的、もしくは緊密度が高い場合には、これらの義務について、高度な内容のものが認められるが、結合の緊密度が下がる場合には、しばしば組み合わせて使用されているといった事情を基本に、その他の事情を補って、結合の緊密度が高い場合とできるだけ同様の義務を認めようとするが、やはり高い場合の義務には及ばないといえる。<sup>(1)</sup> また、Footnoteは、製造物責任の基本思想は、製造物を流通に置いたことにより危険を生じさせた製造者は義務違反について責任を負わねばならないとするものであるが、流通に置くことがなければ生ずることのないあらゆる危険について責任を負わねばならないとすることは行き過ぎであるとし、製造物を流通に置いたことと他の付属品に対する製造物監視義務・調査義務の間には内部的な関係はないとする。しかし、必要的付属品については不完全、あるいは磨耗した製造物を流通に置いたことから利用者に必要的付属品を装備させることを強いるものであるから、これについて製造物監視義務、調査義務を認めることが正当化されるといえるが、任意的付属品に対しては、そのような事情はないことから責任を負うことはないとする<sup>(2)</sup>。また、相補製造物の製造者は、設計の際に完全化が可能な限り危険なく行われるように考慮しなければなら

ないとするが、<sup>(3)</sup> 任意的付属品を他の製造者が供給する場合には、製造者は原則として自己に責任がなく、それどころか不利益を蒙るとして拒否するであろうような技術的変更や補充について、製品のコンセプトにおいて考慮する必要はなく、主製造物の製造者の設計義務はごく例外的な場合にしか拡張しないと<sup>(4)</sup>し、製品間の結合の緊密度によって責任に差を認めるのである。また、製造物責任法の責任要件である欠陥においては、前章の検討によれば、「合理的に予期しうる使用」、「通常予見される使用形態」から生ずる危険であれば、考慮されると考えられることから、任意的結合製造物であっても、それが一般に使用されるものであるならば、必要的製造物の場合と差異は生じないであろう。

本稿で検討の対象とする結合製造物は、製品の完成に向けた分業の問題とは無関係なものとし、流通に置かれた後、利用者により結合製造物と組み合わせられるもの、すなわち、利用者が他の製造者が製造した結合製造物を入力し、<sup>(5)</sup> 組み合わせることを想定している。この場合、一方の結合製造物に関する科学技術が進歩する場合には、必ずしも、それと組み合わせられる結合製造物の科学技術について同時に歩調を合わせて進歩がみられ、また、他方の製造者がその進歩に自己の製品について直ちに対応するとは限らない。前章で検討したように、開発上の欠缺、製品の技術的可能性（といった事情）は製造物責任を認める際に考慮されつるといえ、これに関して、股関節プロテーゼ事件判決によれば、製造物責任が不法行為責任に換えることの特異性として、科学、技術の進展があれば、必ずしも直ちにそれに対応しなければ不法行為上の義務違反となるわけではなく、技術面、資金面といった観点から調整する時間が認められるとする。<sup>(6)</sup> すなわち、このような時間が、各々の結合製造物の製造者について認められ、その長さについても差異があるといえ（結合製造物の性質上、組み合わせられる結合製造物について普段から研究・調査がなされ

ているはずであり、互いの進歩に大きな差が生ずることは実際にはあまりないといえようが、その対応については各々の製造者（業界）の事情が考慮されるのであり、また、まさに、一方の結合製造物の進歩を他方の結合製造物の製造者が追いかけるというケースもありうる）、おのおの、その期間の経過の後にはじめて上昇した水準の製品を製造する義務が認められることとなり、猶予期間内は従来の製品を製造しても設計上の義務違反とはされないことになる。しかし、結合製造物の組み合わせのなかには、例えば、一方の結合製造物の技術水準が上昇した場合（触媒自動車）に、他方の結合製造物がそれに対応した技術水準（無鉛ガソリン）に達しない限り互いに使用不可能となるケースも存在する。その場合、一方の結合製造物の製造者が期間内に上昇した水準の製造物を製造しうるようになっても、他方の結合製造物の製造者にはまだ猶予期間が残っており、従来の製造物を製造する場合には、互いに製品を使用することができないことになり、そして、前者の製造者は使用不可能な製品を製造しなければ義務違反になるといふ事態が生ずるといえる。また以上のケースとは異なり、結合製造物のなかには必ずしも他の結合製造物と組み合わせなくとも使用できるものも存在する。例えば、後出の洗濯機と洗濯機の円筒槽の腐食防止剤の組み合わせについては、腐食防止剤は、洗濯機と組み合わせなければ使用不可能であるが、洗濯機は腐食防止剤がなくとも使用可能である。この場合、腐食防止剤は洗濯機での使用が大前提であるから、洗濯機によって製品が規定されるといえるのであるが、洗濯機の製造者には、洗濯機が単独でも使用可能なものであり、腐食防止剤の使用（および、その技術水準の上昇）を考慮する必要性が存在しないことから、そもそも、洗濯機の製造者には腐食防止剤に対応した円筒層にする義務はいかなる場合にも課しえないのか、もし、そのような義務を認めないのであれば単独でも使用可能であることから、いつまでも製品の水準が上昇せず、損害発生の危険について改善されないことにいたる危険があ

る。このように、組み合わされる結合製造物については、相互にその使用に不可欠であるとの関係にあるのか、また、相互に技術水準が一致していないと使用できないのかなど、製品の結合（組み合わせ）に関して様々な関係性（結合性）がみられ、そして、この結合性ゆえに、使用できない製品を製造しなければ義務違反となるというような前述のような事態も生じ、これについて、結合製造物の製造者の責任を考える際にいかに評価すべきであるかが問題になるといえよう。そこで、以下では、このような問題を扱う Peter の見解に従い、結合製造物を分類し、これをもとに結合製造物の組み合わせを類型化し、この各類型において生じうる状況について、いかに評価すべきか検討したうえで、結合製造物の製造者の責任モデルを考察していきたいと思う。

## （一） 結合製造物の結合類型

製造者が流通に置いた後、利用者が製造物を組み合わせて（結合させて）使用することにより、共通の結果をもたらすことについて、両製造物は同等に関与するわけではない。例えば、自動車と燃料を組み合わせることにより、走行という共通の結果を生じさせる場合、自動車が主として走行という結果を生じさせるといえる。このように、製品の使用により共通の結果をもたらすことに対して、より重きもって作用する製造物を主製品、劣位的に寄与するにすぎないものを補助製品とする分類が可能である。補助製品の設計は必ず主製品に基づくことから、主製品は設計に関して優位的な地位にあるといえる。

補助製品のなかでも、またさらに区別が可能である。燃料のように主製品の使用・稼動に必要とされる補助製品が存在する（例えば、主製品としての自動車に対する補助製品としてのガソリン）。この場合、主製品は、補助製品と

組み合わせられなければ使用できない。この他に、添加剤のように利用者に主製品との使用が任されている（その使用が任意である）補助製品があり、この場合、主製品は補助製品とは無関係に、それ単独でも使用しうる（主製品としての洗濯機に対する任意の補助製品としての洗濯槽の腐食防止剤）。このように、補助製品が、主製品の使用・稼動に不可欠か否かで、必要的補助製品と任意的補助製品に分類することができる。

さらに、結合製造物は、水準が可変であるかにより、すなわち、自然科学、技術上の水準が必要的に（一対一対応的に）一致しなくともよいのかにより区別される。水準可変の結合製造物は、最高度の科学技術水準を遵守していると考えられる場合には、組み合わせられる他の結合製造物の水準とは無関係に使用可能である。例えば、有害物質の発生量が少なく、技術上より高価な水性溶剤と、これと比べた場合低価値といえるCKW（塩素炭化水素、例えばトリクロロエチレン）を含む溶剤の双方が使用可能な脱脂（例えば金属部品の洗浄、クリーニングの）装置は、水準可変なものである。触媒自動車は、有鉛ガソリンでは走行できず、無鉛ガソリンでのみ走行可能であり、また、ディーゼル自動車はガソリンではなく、軽油によってのみ走行可能であり、水準が合致する必要があるといえ、水準可変ということはできない。<sup>(7)</sup>

以上から、結合製造物は、主製品と補助製品に分類され、さらに補助製品は、主製品の使用にとって必要か任意的かにより分類される。そして、結合製造物間において、同じ科学技術水準が要求されるのか、製造物が水準可変であることから要求されないのかによりさらに分類されることになる。

このように、結合製造物は、結合（組み合わせ）に関係した性質により分類されるが、このことがいかに、各々の結合製造物の製造者の責任に影響するのかが問題となろう。その際、主製品と補助製品について、補助製品の使

用が主製品にとり必要であるか任意であるかにより、さらに、結合製造物が水準可変か否か、すなわち、結合製造物間と同じ科学水準が要求されるか否かについて組み合わせることにより、四つの類型に分かれることになる。

これらの類型においては、結合製造物間の結合性について、非常に緊密な関係にあるものもあれば、緩やかなものもある。このうち最も緊密な関係があるといえるのは、結合が、製造物相互がその使用に必要なものである主製品と必要的補助製品によりなされ、しかも、双方の製品が相互に低いあるいは高い水準でのみ使用されうる場合であり、これにより結合製造物の一方のみの改良（より高価値・水準の製造物の製造）は、製造物を組み合わせる使用することが不可能、無効用となる結果がもたらされる。これに対して、最も緩やかな関係にあるのは、補助製品の使用が任意で、水準可変の場合であり、その際、主製品の使用可能性は、補助製品によって規定される度合いが非常に低いといえる。

## (二) 結合類型による責任モデル

以下では Peter の見解に従い、前出の結合製造物の分類に基づき形成される結合製造物の組み合わせの類型ごとに、この場合生じうる状況について、いかに評価すべきか検討したうえで、結合製造物の製造者の責任のモデルを考察していくが、Peter は、憲法の民法に与える影響として、製造物責任における予防機能の強調をあげ、これに基づいて、結合製造物に関する責任モデルを構築する。<sup>(8)</sup>

まず、検討の際に挙げられている具体例においては、人身損害が発生することから、優越的な地位を有する権利

とされる生命に対する権利および身体を害されない権利を規定する基本法二条二項一文の不法行為法への影響が問題になるとする。基本法二条二項一文は、国家の侵害的な措置に対する防禦権を認めるのみならず、私人同士が対立する場合にも、国家に人身損害の回避を義務づける<sup>(9)</sup>。それゆえ、民事裁判所は、八二三条一項によるとされる社会生活上の義務というコンセプトについて問題となる規範解釈の際に、基本法二条二項一文を、照射的効力、間接的な第三者効という形を通じて考慮する義務があるといえるが、その際には、責任義務者である製造者の権利について、ここでは基本法二条一項により保障される経済活動の自由の侵害が問題になりうるとする<sup>(11)</sup>。そこで、社会生活上の義務として要求される措置が、公法における比例原則により、人身損害の回避について、適格的で、必要であり、均衡している、あるいは製造者に期待可能であるか検討されることになるが、期待可能性の判断において、義務の履行可能性という民法上存在すると認められる特殊性を取り入れるべきであるとする。すなわち、公法の比例原則を適用する際には、(民法の義務の履行可能性という特殊性と基本法二条二項一文の優越的権利としての位置付けとの調整により)最高の製造者にも果たすことができないのであれば、そのような要求をなすことはできないとする<sup>(12)</sup>。判例においても、社会生活上の義務について、憲法を根拠としているわけではないものの、比例原則によりその内容が規定されているが、その結果、例えば、措置の必要性について、製造物の使用者が措置を期待していたかによっても決せられ、基本法二条二項一文の貫徹にとり必要かということから離れて判断がなされる<sup>(13)</sup>。不法行為法の機能として、まず第一に挙げられるものは、発生した損害を回復する補償機能であり、二次的な機能として、損害の発生を予防する機能が存在するとされている。そして、不法行為法において予防機能を強調したとしても、公法のほうがより予防を指向しているといえる。したがって、基本法二条二項一文は、不法行為責任において、予防

目的（機能）についての独立した、しかも、強力な考慮を正当化し、それに資する形で責任モデルが形成されるのである。<sup>(14)</sup>

以下では、不法行為による結合製造物の製造者の責任について検討するが、Peter の挙げる具体例は、結合製造物を組み合わせて使用した結果、有害物質が生成して、環境を汚染し（例えば、有害ガスの環境への放出）、それによって、人身損害が生ずるといふものである。通常の（結合）製造物責任を追及する場合は、損害が製品の使用者とは無関係な者に生ずる点、さらに、問題とされている結合製造物以外にも有害物質の発生源が存在するケースがある点で異なり、この二点については、また別の考察が必要であるが、結合製造物の結合性（関係性）にもとづいて結合製造物の製造者の責任をいかに構築すべきかに関して、すべての結合製造物の製造者の責任においても妥当するといえる。そこで、まず、ここで挙げられている具体例について、結合製造物そのものの性質（単独で利用可能か、水準可変なものかなど）には着目するが、他の発生源も損害の発生に関与しているといった事情は捨象し、当該結合製造物を組み合わせて使用したことを原因として人身損害が発生するとしたうえで、責任モデルを考える。そして、その後、環境汚染を通じて生じた人身損害であることに由来する二つ特殊性について触れたいと思う。

#### （一） 必要的水準合致の主製品と必要的補助製品の結合（第一類型）

互いの使用に不可欠の關係にある主製品と必要的補助製品の例としては、自動車・ガソリンの組み合わせを挙げることができる。さらに、主製品たる自動車と必要的補助製品たるガソリンを使用するには、双方が低い技術水準を示す、すなわち、有鉛ガソリンであれば、触媒を有さない自動車でなければならぬか、あるいは、双方が高い

技術水準を示す、すなわち、自動車が触媒を有し（および、触媒に応じたエンジン改造も含む）、ガソリンが無鉛化されていなければならぬ（水準の必要的合致）。無鉛ガソリンと触媒自動車の法による導入決定以前では、圧倒的多数の自動車は、触媒と、それに応じた設備変更をなしておらず、無鉛ガソリンでの走行は不可能であり、この製造物結合は利用不能であった。また、触媒自動車の有鉛ガソリンによる走行は、有鉛ガソリンが触媒を破壊し、不可能である。さらに、ドイツでは法による無鉛ガソリンの導入の決定により、触媒自動車と無鉛ガソリンがすべての製造者により同時に市場に供給されるにいたった。無鉛ガソリン、触媒自動車は、他国においてはすでに導入され製造されていたことから、製造上技術的な問題はなかったといえる。<sup>(15)</sup>以下では、このような具体的事情とは離れて、無鉛ガソリン・触媒自動車は、有鉛ガソリン・触媒を備えない自動車よりも、技術水準が高いものであるという形で製品の性質を抽象化したうえで（この点に関しては、他の類型の製品例についても同様とする）、結合製造物責任について製品間の結合性に着目した検討をなすモデルとして使用することとする。以下では、製品を決定的に規定する設計についての義務と、その他の義務に分けてみていく。

### 〔1〕設計上の義務

触媒のない自動車から出発して、触媒の技術が発達し、触媒自動車が製造可能となるのであれば、ガソリンとの結合性による問題は一応おこなうならば、製造者の設計上の義務の問題としては、触媒自動車を製造する義務があり、責任を回避するためには、触媒自動車を製造せざるえないことになる。しかし、現時点で、触媒自動車の製造が技術上可能となっても、無鉛ガソリンが供給されていないならば、鉛が触媒を破壊するため、触媒自動車を購入しても使用することができず無駄となってしまう。このような状況では、自動車の製造者は、設計義務に違反し、この

時点で供給されている有鉛ガソリンで使用可能な触媒のない自動車を引き続き製造するか、有鉛ガソリンでは利用不可能な自動車を供給する、あるいは、ガソリン製造者が無鉛ガソリンを供給するまで製造を停止する選択しかない。Peterの見解によれば、不法行為上の義務を認める場合には、公法による比例原則に服し、その義務内容は、適合性、必要性のみならず、期待可能性の観点から検討されることになる。このように、組み合わせることにより相互に使用が初めて可能になるにもかかわらず、一方の製品のみが技術水準が上昇した（高価値の製品の供給可能性が存在するようになった）場合に、この上昇した技術水準に従った製品を製造する設計上の義務の遵守が期待可能であるかが問題となる<sup>(16)</sup>。もっとも、このような期待可能性の観点からの責任の問題は、結合製造物相互の技術水準が同じ步調で上昇し、相互により高価値の製品が同時に製造可能となれば、生ずることはないといえるが、必ずしもこのような事態になるとは限らず、次の段階の技術水準の上昇に基づく製品が製造可能になるまでの期間が、製品ごとに異なる場合が生じるといえる。股関節プロテゼ事件によれば、技術の発展があれば直ちにそれに対応しなければ不法行為上の義務違反になるわけではなく、技術面・資金面といった観点から調整する時間が認められるとされており、この間は、損害発生危険性がより認められる従来の技術水準の製品を製造しても責任が問われないことになる<sup>(17)</sup>。このことから考えれば、結合製造物おのおのについて、技術の発展が生じ、それに応じた水準の製品を製造するにいたるまでに調整の期間が認められることになり、上昇した水準の製品についての設計義務が認められる時点も異なることになる<sup>(18)</sup>。

以上をもとに、本ケースを検討する。ガソリン製造者は、無鉛ガソリンの開発の後、量産体制を整えるなど、無鉛ガソリンの製造にいたるまで、三年間を必要とするのに対して、無鉛ガソリンの開発後、自動車製造者は、無鉛

ガソリンに対応する触媒の開発に一年を、触媒自動車の製造にいたるまでさらに一年を要するとする。この場合、自動車製造者の触媒自動車についての設計義務は、結合製造物の性質を考慮しないのであれば、無鉛ガソリンが開発された時点から二年経過した時から認められるといえる。しかし、触媒自動車が開発可能とされる時点で、無鉛ガソリンが開発可能となっていないにもかかわらず、あくまでも、自動車製造者には触媒自動車についての設計義務が認められるとするならば、無鉛ガソリンが開発可能となるまで、自動車製造者は、責任が生ずるのを回避するため、製造を停止するか、あるいは、より現実的な選択肢として、触媒自動車が製造可能とされる、無鉛ガソリンが開発された後の二年経過した時点以降も、ガソリン製造者が無鉛ガソリンを製造するようになるまで、従来通り有鉛ガソリンを使用する触媒を備えない自動車を製造し、これに対して危険責任類似の責任に服することになる。<sup>(19)</sup>

製造の停止は、流通の禁止と同様に考えられるとする。流通の禁止は、製造物の利用価値と、その使用から生ずる危険（危険の態様、範囲、危険の生ずる可能性も含む）を衡量する危険効用テストにより決せられるが、不法行為に基づく製造物責任における危険除去義務としては最高度のものであり、ごく例外的に認められるにすぎないといえる。そのため、通常の場合は、流通の禁止は期待不可能であるとされ、製造の停止も同様に通常は期待不可能であるといえよう。<sup>(20)</sup> 製造を継続する場合、基本法二条二項一文（健康保護）の貫徹のためには、義務違反の早期の認定が望ましいといえるが、双方が高水準で製造可能となるまで高水準の結合は不可能であり、結局、人身損害は回避・低減できない。また、従来よりも技術水準の上昇した製品が開発可能であると評価される期間が自動車製造者とガソリン製造者と異なるとされる結果、自動車製造者は、触媒自動車についての設計義務が認定される時点以降、無鉛ガソリンが開発されるようになるまで、自分の努力とは無関係なガソリン製造者の事情により、設計義務

に違反し触媒を備えない自動車を製造し、有鉛ガソリンとの結合から生ずる損害について賠償しなければならないが、この危険責任類似の責任は、なるほど被害者には有利であるが、不法行為責任と危険責任の（実質的な）近接にもかかわらず、不法行為責任についての、履行可能な義務の違反でなければならぬという要請に反し、否定されるべきであるとする。以上の考慮の結果、この場合、早くに製品を上昇した技術水準で製造可能な製造者（自動車の製造者）に、もう一方の製造者が、それに対応した技術水準で製品を製造可能とされる時点が到来するまで、上昇した技術水準の製品を製造する義務を認定しえないとする。つまり、結合製造物の性質に由来する事情を考慮した結果、自動車製造者の触媒自動車の設計義務そのものを単独で考察する場合よりも、さらに一年間、義務が認定されず、触媒を備えない自動車を製造しても責任が生じないことになる。<sup>(21)</sup>

この類型においては、結合製造物相互が、その使用に必要であるものである、結合が主製品と必要的補助製品によりなされ、しかも、結合製造物が、双方とも、低い、あるいは、高い水準でのみ使用されるものであり、このことは、結合製造物の一方のみの改良（より高価値・水準の製造物の製造）は、製造物を組み合わせて使用することが不可能、無効用となる結果を生じさせる。以上のようなこの類型の性質から由来する考慮から、本来的には、異なる時点から認められるはずの各々の製造者の高水準の製品についての設計（製造）義務を、双方とも上昇した技術水準で製造可能とされる時点、つまり、製造可能とされるまでの期間が長いとされるほうの期間が経過した時点ではじめて、同時に認めることになる。本類型で最も強力に現れる結合製造物の結合性の責任の影響が、他の類型ではいかに現れるのかという点に着目しつつ検討を続ける。

## 〔2〕その他の義務

設計上の義務以外のものとしては、利用者に、いかなる態様と方法による利用の際に危険が特に少なくなるのか示すこと内容とする指示義務、除去しえない危険を警告することを内容とする警告義務がある。また、この他に、製造物監視義務、検査義務も存するが、この義務の履行の結果判明した製品の危険性などの結果に従い、設計、指示、警告がなされるといえることから、設計上の義務、警告義務、指示義務の前提となる義務であるといえる。

そもそも製造物を危険ができる限り生じないような構造に設計するほかにも、適切な警告と指示も、そこに示された情報に基づき、損害が生ずるような製品の組み合わせをしないようにするなど、製品の使用者の適正な使用を通じて、製品から人身損害が生ずることを回避することに役立つといえる。

他の製品との結合から生ずる危険に関しての指示義務、警告義務についても、比例原則によって必要性、すなわち、より緩やかな方法が存在するのかについて判断されることになるが、結合製造物との関係で、これに関して、設計上の義務、指示義務、警告義務について、比較してみるならば、以下のことがいえる。この類型においては、設計上の義務を履行し、自己の製造物の水準を上昇させる場合には、この製品を利用可能にするためには、それに応じて、それと組み合わせられることになる他の者が製造する製品が変更（改良）されねばならない。さらに、自己の製造物の流通を停止させることは、他の製造者の製品がもはや使用できなくなるといふ結果をもたらす。この場合、一方の製造者の義務の履行は、他の製造者に対して影響を及ぼすといえ、この点で、指示義務、警告義務のほ<sup>(22)</sup>うが、他者の経済活動の自由を侵害せず、損害発生防止の手段としては、より緩やかな方法であるといえる。また、指示義務、警告義務について、他の製造物との関係でその内容が規定されることについて、他の製品に関連して責任を負うことが期待可能であるか問題にされる。これについては、自己の製造物との結合から生ずる危険が問

題なのであり、自己の製造物（結合製造物）の特殊性により、拡大された責任であるといえるが、自己の製造物に対する責任と評価される範囲を超えて、本来的に他者の製造物に対する責任の領域には踏み入ってはいないといえる。指示義務、警告義務の前提としての、自己の製品と組み合わせられる他の製造者が製造した製品についての製造物監視義務、調査義務についても、同様の意味合いで評価しうるといえる。<sup>(23)</sup>

また、指示義務、警告義務が問題とされるのは、設計上の義務の違反が認められない場合であるとされているが、これは、設計上の義務の違反があるとされる場合には、あえて、指示、警告義務の違反を問題としないだけであり、指示、警告は、使用者の使用を通じて製品の安全性に影響を与えることから、設計上の義務の違反があるか認定する際にもちろん関係することになる。<sup>(24)</sup>

以上の義務のほかに、自己の製品の使用が可能となるように、他の製造物の製造者に対してより高水準な製品を製造するよう影響を及ぼすこと（働きかけること）を内容とする影響義務というものが考えられるが、他の製品に関して責任を負うということについては、そのような義務が期待可能か検討が必要となる。この義務は、製造物監視義務、調査義務、指示義務、警告義務のように、自己の製品に対する義務において他の製品に対する義務が生ずるのではなく、自己の製品の義務とは無関係な義務である点で問題である。また、影響義務を認めるとするならば、義務を履行したことにより、製造者は責任を免れることになるが、影響を及ぼした他者の製造物の改良、製品からの損害の回避には、他の結合製造物の製造者の行為が必要であり、義務の遵守と、その義務の遵守による目的の達成が結びつかないといえる。また、いかなる場合に影響義務が履行されたと認めるのかについても、例えば、特定の結合製造物の製造者について影響を及ぼせば（働きかければ）よいのか、それとも、市場の半分以上の製造

者に對してなのか、また、影響の内容についても、警告文書の公表でよいのか、それとも、これ以外の、市場が反応するようななんらかの脅威をもった手段をとらねばならないかなど、確定しがたい問題が生ずる。以上から、影響義務というものは否定されるべきである。<sup>(25)</sup> 影響義務は他の類型でも認められないとされるが、設計上の義務以外の義務については、他の類型においては、ここでの議論と共通するような部分については除き、特徴的な点のみを指摘するとどめる。

## （2）水準可変の主製品と必要的補助製品の結合（第二類型）

この類型の例としては、例えば、金属部品の洗浄、クリーニングを目的とする脱脂装置と脱脂溶剤の組み合わせが考えられる。脱脂装置は、水性の脱脂溶剤（より技術水準が高く、こちらを使用した場合のほうが損害発生の可能性・被害発生量が少ないとされるより高価な結合製造物）によっても、CKWを含む脱脂溶剤によっても稼動しうる。脱脂装置は、主製品であり、脱脂溶剤は脱脂装置の稼動に不可欠であることから必要的補助製品である。脱脂装置の製造者が、最高の科学技術水準に合致する（水性の脱脂溶剤による稼動を可能とする）脱脂装置を製造するとしても、脱脂装置は水準可変であり、低い水準のCKWを含む脱脂溶剤によっても稼動可能であり、この点で、一方が上昇した技術水準に基づく義務を遵守（触媒自動車の製造）するならば、従来の水準に従った結合製造物と組み合わせて使用することが不可能（有鉛ガソリンでの走行）となる第一類型と異なる。また、この類型の例としては、他には、高価値の硫黄分の少ないディーゼル燃料でも、低価値の硫黄分の多いディーゼル燃料でも走行しうるディーゼル自動車とディーゼル燃料の組み合わせが考えられる。<sup>(26)</sup>

「1」設計上の義務

結合製造物の製造者おのおのについて、技術水準が上昇したより高価値な製品が製造可能とされるまでの期間が、つまり上昇した水準の製品についての設計義務が認められる時点が考えられることになるにもかかわらず、第一類型の場合は、結合製造物の結合性から生ずる事情に基づき、このいわば原則的な内容の義務の遵守は期待不可能であるとし、双方とも上昇した技術水準で製造可能とされる時点、つまり、製造可能とされるまでの期間が長いとされるほうの期間が経過した時点ではじめて、双方の製造者の設計上の義務を同時に認定するとしたのである。このようなことが、第一類型とは、相互に組あわせての使用が不可欠であるという点で共通するが、主製品が水準可変の点で相違する第二類型においても、妥当するかが問題になるといえる。

技術水準が上昇した高価値な製造物とも、従来の水準の低価値な製造物とも、組み合わせで使用することができ、製品の製造者には、第一類型における判断の中核となった、他の製造者の製品の技術水準が上昇しなければ、相互に製品を使用することできないという事情を主張できない。つまり、CKWを含む脱脂溶剤によってのみ稼動しうる脱脂装置の製造者については、CKWを含む脱脂溶剤のみ入手可能であることから、上昇した技術水準による装置の製造は期待可能ではないという異議は最初から存在しえず、また、この脱脂装置を水性の脱脂溶剤で稼動しうるよう調整したとしても、CKWを含む溶剤による稼動を阻害しないことから、本来は製造可能とされるまでの期間が短いとされる製品の製造者について、もう一方の製造可能とされるまでの期間が長く認められるほうにあわせて、その長いほうの期間が経過した後にはじめて義務が認定されるべきであるとする理由はないといえる。<sup>(27)</sup>

しかし、このように解し、溶剤の改良についてよりも短い期間で、水性溶剤でも稼動可能な脱脂装置が製造されるようになった場合に、水性溶剤が製造されるようになるまでは、結局は、従来通りのCKWを含む溶剤による稼

動しかできず、損害発生について改善が見られないことになるのであるから、この間、脱脂装置の製造者に水性溶剤でも稼動可能な脱脂装置の製造を強いることは、資源の非効率的使用であるといえ、期待不可能なものではないかと考えられる。<sup>28)</sup>

一方の製品について、技術水準を上昇させた製品が先に製造されるようになるという事実が、他方の結合製造物についても上昇した技術水準に従ったものを製造することを促進させるには、税の優遇といった措置を用いるか、法的責任の危険を存立させることが必要になるといえる。法的責任の危険を通じて促進させるについては、以下のようにいえる。脱脂装置の製造者が期間内に水性溶剤でも稼動可能な脱脂装置を製造するようになり、設計上の義務を遵守するのであれば、溶剤製造者は、自己に認められた（脱脂装置の製造者よりも長い）期間のうちに水性溶剤を製造するようにならなければ、その期間の経過後、設計上の義務の違反として、単独で責任を負うこととなる。これに対して、高価値な製品の組合わせが可能となる時点、すなわち、水性溶剤が製造可能とされる時点を過ぎてから、溶剤の製造者のみならず、脱脂装置の製造者も設計上の義務が認められるとするならば、双方とも期限を徒過する可能性が高くなる。水性の脱脂溶剤の導入が促進されるのは、すでに水性溶剤でも稼動可能な脱脂装置が準備されている場合であり、溶剤の製造者が自己に認められた期間の経過後に水性溶剤を製造しない場合に単独で責任を負う可能性は、脱脂装置の製造者に対して、いわば原則通り、短い期間の遵守を課しておく場合のほうが高く、溶剤製造者は責任を回避するよう、水性溶剤の製造に向け強力に努力するといえ、このことは、より確実な人身損害の発生の低下につながることになり、基本法二条二項一文がより貫徹される。すなわち、短い期間の遵守を求めること（その期間が経過した時点以降は上昇した水準による脱脂装置を製造する義務を認めること）は間接的に基本

法二条二項一文の貫徹を意味するのである。<sup>(29)</sup>したがって、前出の、高価値な製品が双方とも製造可能とならない限りは、損害発生について変化はなく、それ以前に高価値な製品の製造を強いることは資源の非効率的な使用であり、結合製造物の製造者双方の上昇した水準による高価値な製品についての設計義務は、高価値な製品が双方とも製造可能とされる時点から認定すべきとする見解は妥当ではなく、各々の製造者について、上昇した技術水準による高価値な製品を製造可能であるとされるまでの期間が認められるといえ、設計上の義務は、おのおの認められた期間の経過の後に認められるといえる。

## 〔2〕その他の義務

この類型では、第一類型とは異なり、一方の製造物の製造者は設計上の義務を遵守しているが、他方の結合製造物の製造者が遵守していなくとも使用可能である。その場合、脱脂装置の製造者は、設計上の義務を遵守していても、CKWを含む溶剤の使用の際は、浪費を回避すべきことを指示し、CKWの使用が有害で被害を生じさせるとを警告する義務があるといえる。<sup>(30)</sup>

### (3) 必要的水準合致の主製品と任意的補助製品の結合(第三類型)

この例として、洗濯機と、洗濯機の円筒槽を腐食から守る腐食防止剤の組み合わせが挙げられる。この場合、洗濯機の使用には、腐食防止剤は不可欠ではない。そして、腐食防止の効果を生じさせ、有害性を発生させないようするには、腐食防止剤と洗濯機の円筒槽の合金とが適合していなければならぬ。つまり、腐食防止剤と洗濯機は、双方とも、高い技術水準か、あるいは、低い技術水準を呈するものでなければならぬ。<sup>(31)</sup>

## 〔1〕設計上の義務

この類型は、第一類型とは、補助製品についてのみ技術水準が上昇しても、主製品がそれに対応して上昇した技術水準に従ったものでない限りは、これらを組み合わせて使用することが不可能・無効用となるという点では共通するが、しかし、その場合でも、主製品は使用可能である点で異なるといえる（腐食防止剤を使用しなくとも、洗濯機は使用可能である）。そして、このような関係から、使用者の使用利益は、まず第一に、主製品に向けられており、製品を組み合わせることに向けては向けられてはいないといえる。この類型では、主製品の独立した使用可能性に特徴があるといえ、この点につき責任を考える際にいかに評価すべきかが問題となるといえる。<sup>(32)</sup>

主製品の独立した使用可能性からは、他の製造物と組み合わせられて使用されることが最初から設計の過程に引き入れられず、特別な事情が存在しない限り、これを要求することは期待可能でないことが導き出されるといえる。すなわち、あらゆる補助製品との結合を考慮に入れることは不可能であり、これを社会生活上の義務として要求することは、基本法二条二項一文の優越性と民法の特殊性からは最高の製造者に履行可能な義務が問題にされるので、不可能である。しかし、補助製品が一般的に用いられている、すなわち、頻繁に主製品と組み合わせ使用されているのであれば、補助製品との結合に注目することは、最高の製造者には過大な要求ではないといえる。主製品の製造者もそのような補助製品と組み合わせることを設計の際に考慮すべきであり、補助製品に対応したより高い技術水準の製品を製造せず、従来からの製品を製造しつづけることは、設計上の義務の違反となるとすべきである。このようなことを認めないのであれば、主製品の製造者の低い技術水準の製品を製造を恒常化することになる。補助製品の使用が一般的である場合に、主製品の製造者が自己の製品を補助製品に合わせて設計を変更することを拒否するならば、補助製品の製造者が市場の重要性を考慮し、上昇した技術水準による補助製品ではなく、従

来からの製品を製造し続け、損害賠償を支払うことを選択することも考えられ、それにより被害者の補償利益は満たされともいえるが、基本法二条二項一文およびそこから導き出される予防思想からは、より人身損害の回避を追求すべきであり、それには高価値な製品が製造され、それが組み合わされることが望ましいことから、主製品の製造者について、より技術水準の高い製品についての設計義務を認めねばならないといえる。この、主製品の製造者は自己の設計を特別な状況の際に（これは結合が通常行われることである）補助製品にあわせて調整しなければならぬという論理は、風防事件判決の趣旨（設計上の義務について扱っているわけではないが）においても見られるものである。<sup>(33)</sup>

補助製品と主製品について、上昇した技術水準による製品が製造可能とされるまでの期間が異なり、補助製品のほうが、これに関して、短い期間しか認められていないのであれば、補助製品の製造者は、主製品の製造者がより高水準の製品を製造可能となるまで、一時的に生産を停止するか、従来の製品を製造し、損害賠償をなすという危険責任類似の責任を負うことになる。第一類型においては、まさに、この双方の状況は、短い期間がみとめられた製造者について、高水準の製品についての設計義務をその短い期間が経過した時点で認めることは期待不可能であり、上昇した技術水準による製品の組み合わせが可能となる時点、つまり、長い期間が認められた製造者についての期間が経過した時点で、主製品の製造者と補助製品の製造者について統一的に設計上の義務を認めることを導き出した根拠であった。この衡量がこの類型においても妥当するか問題になるといえる。この類型と第一類型の違いは、主製品は補助製品とは独立して使用可能であり、ここから、主製品は補助製品について設計の際に考慮しなくともよいことである。しかし、補助製品の使用が一般的であれば、主製品は、補助製品について設計の際に

考慮すべきであるといえ、この場合には、第一類型との差異が消え、同じ判断がなされるべきことになる。<sup>(34)</sup>

〔2〕その他の義務

洗濯機の円筒槽の合金は最高の技術水準を呈するが、腐食防止剤が、それに対応しない低い水準を呈する場合には、組み合わせで使用することにより目的とされた腐食防止という効果は生じないものの、洗濯機は使用できるところから、洗濯水は有害物質の負荷をうける。第一類型の場合は、双方の技術水準が対応しない場合は、双方の製品とも使用不可能であり、したがって、損害も生じえないが、この類型では、主製品はいちおう使用可能であることから、これを通じて損害が生じうるといえる。したがって、この場合、主製品の製造者には、腐食防止剤を組み合わせ使用しても、腐食防止の効果がみられないこと、および、損害が発生することについて指示、警告する義務があるといえる<sup>(35)</sup>。ただし、このような義務は、補助製品の製造者について当然に存在するといえるが、補助製品の製造者にはすでに設計上の義務違反が認められるため、これとは別に指示、警告義務違反を問題にしない<sup>(36)</sup>。

そして、風防事件判決では、自己の製造物と組み合わせることから生ずる危険に係わることから認められる他の製品に関する製造物監視義務、調査義務について、必要的付属品と任意的付属品とで認められる内容が異なる。すなわち、主製品の製造者は、必要的付属品については、製造物監視義務を超える付属品市場に対する調査義務が認められ、それに対して、任意的付属品については、ごく大枠で捉えれば、一般に使用されるとされた場合には、単なる製造物監視義務があるとされ、(様々な事情により補強され、実質的にはかなり修正されるといえるが) 具体的な根拠がない限り調査義務は認められず、これらに基づき指示、警告義務が生ずるとされたのであるが、これに対して Peter は、任意的製品についての前述の内容の指示、警告義務は、基本法二条二項一文の優越的意義に鑑

みるならば、風防事件判決（の趣旨）とは異なり、補助製品が一般に使用されているのか否かという事情にかかわらず認められるべきであるとする。主製品の設計上の義務の認定の際には、補助製品の使用が一般的かどうかということに係わるとされていたのに対して、指示義務、警告義務については、それとは無関係に義務を認めるとするのは、これらは、設計上の義務と異なり、自己の製品の変更につながるわけではなく、製造者の負荷にならないことから、基本法二条二項一文の優越的意義に鑑みれば肯定しうるとする。<sup>(37)</sup>

#### （4）水準可変の主製品と任意的補助製品の結合（第四類型）

##### 〔1〕設計上の義務

この類型の例として、ガソリンと燃料添加剤をあげることができる。利用者はガソリン（主製品）に燃料添加剤（補助製品）を添加することができるが、しかし、添加剤は走行にあたっては添加する必要はなく（すなわち、補助製品は任意的なものである）、添加剤は、最高の技術水準で製造された場合には、有鉛ガソリンにも、無鉛ガソリンにも適合する、すなわち水準可変なものである。<sup>(38)</sup>

高い技術水準の補助製品が、低い技術水準の主製品にも使用可能であるならば、補助製品が高い技術水準を遵守しないことに、補助製品の製造者の設計義務の違反を認めるべきである。すなわち、補助製品が高い技術水準を呈しても、主製品とともに利用可能であり、第三類型とは異なり、組み合わせることにより生ずる目的（効用）は、主製品の製造者が最高の技術水準に従い製造しない場合でも欠落しない。したがって、双方の結合製造物の結合性（相互依存性）は、第一、第二類型よりも弱いと考えられる第三類型よりもさらに弱いといえる。<sup>(39)</sup>このうち製品間の相互依存性が最も弱いとされる第三類型から出発するならば、この類型においても、主製品の製造者には、製造物

の結合を考慮して設計する義務は直ちには存在せず、補助製品が一般に使用されているとされる場合に義務状況がどうなるのが問題となるといえる。第三類型においては、補助製品が一般に使用されている場合には、主製品の製造者には、補助製品に対応した設計義務が認められたのであるが、第四類型においては、主製品と補助製品の結合から効果（効用）を生じさせるために、主製品が低い水準を呈する場合に、補助製品の製造者があえて低い水準の製品を製造し、損害賠償を支払うという観点は、第三類型とは異なり、問題とならず、補助製品の製造者は、補助製品を高い水準で製造しても、低い技術水準を呈する主製品とも使用可能である。しかし、補助製品の高い技術水準での製造は、より進んだ人身損害の回避にはいたらない。補助製品の使用が一般的である場合に、補助製品に対応して主製品を調整する設計上の義務を主製品の製造者に認めないならば、人身損害の発生が改善されないにもかかわらず、補助製品の製造者に負担がかかることになる。この場合、製造者の基本法二条一項の経済活動の自由への侵害は、基本法二条二項一文による保護では根拠づけられないといえる。第二類型でみたように、一方の結合製造物の技術水準が上昇したことは、他方の結合製造物についての改良について、事実上、促進効果を及ぼすといえるが、この効果が強化されるのは、この結合製造物の製造者が責任を負う場合である。したがって、基本法二条二項一文の貫徹ということから、補助製品の使用が一般的である場合には、主製品の製造者に、補助製品に対応した上昇した水準の主製品についての設計上の義務を認めるべきである。<sup>40</sup>

また、主製品が最高の技術水準を呈する（無鉛ガソリン）場合に、高い技術水準の補助製品とも、低い水準の補助製品とも組み合わせることが可能である、すなわち、主製品が水準可変であるとする。補助製品の製造者に高水準の補助製品についての設計義務が認められる場合に、主製品の独立した使用可能性により、主製品の設計上の義

務の違反は、技術水準の不遵守により直ちに認められるわけではない。しかし、主製品の製造者が高度な技術水準に従わないのであれば、補助製品の改良が妨げられる。というのは、改良された添加剤（より高い水準の補助製品）は有鉛ガンソリン（低い水準の主製品）と組み合わせ可能ではなく、それゆえ、補助製品の製造者は添加剤の改良を行わないのである。この場合、第三類型における状況が見られ、任意的補助製品であっても、補助製品の使用が一般的である場合には、補助製品との組み合わせに対応した主製品についての設計上の義務が主製品の製造者に認められる。<sup>(41)</sup>

双方の製造者に上昇した水準の製品の設計義務が認められるのであれば、製造可能とされるまでの猶予期間がおのおのについて認められ、その経過した時点で義務が認定される、すなわち、おのおのについて設計上の義務が認められる時点が異なるのか、それとも、双方の結合製造物について設計上の義務の違反が認められる時点が同じになるのが問題となる。たしかに、この場合でも、より短い期間が認められた者が高い技術水準を呈する製品を製造するようになっても、他の結合製造物の製造者が高い技術水準による製品を製造しない限りは、損害発生回避には直結しないといえる。しかし、時間的に先行する者の義務の充足（可能性）は、他の製造者への義務充足への圧力になり、このことは間接的に基本法二条二項一文の貫徹に通ずる。したがって、おのおのについて、義務が認定される時点が異なると考えるべきである。<sup>(42)</sup>

## 〔2〕その他の義務

この類型においても、第三の類型と同様に、製造物の変更を伴う設計上の義務より製造者への負担がなく、基本法二条二項一文の優越的意義に鑑みるならば、組み合わせが一般に行われるか否かを問わず、警告義務、指示義務

が認められるとする。<sup>(43)</sup>

### （三） 小 括

1 結合製造物は、結合（組み合わせに）関連して、主製品か補助製品か、補助製品について、主製品との関係で必要か任意のか、結合に際して製造物が同じ（対応した）科学技術水準を要求するのか、水準可変ゆえ要求されないのかにより分類されるが、これらの結合製造物の性質は、（二）で示された責任モデルによれば、結合製造物の製造者の責任に以下のような形で影響を及ぼし、組み合わせられる結合製造物の性質にに応じて、類型ごとに、責任が規定されることになる整理できよう。

まず、設計上の義務から見ていきたい。結合製造物は性質は、以下のような状況をもたらすといえる。すなわち、補助製品は、主製品との使用を目的として製造されるものであるから、主製品について考慮する必要性があるといえ、そして、①補助製品の使用が必要である場合は、主製品も補助製品を考慮する必要性があるが、②補助製品の使用が任意である場合、主製品については、独立した使用可能性が認められることから、補助製品を考慮する必要性は存在しない。また、③水準が他の製品と合致していなければならぬ製造物については、自己の製品の水準は相手方の製品により規定されるが、④水準可変の製造物については、自己の製品の水準は相手方の製品に規定されない。さらに、一般的には、製造者に対して、義務を認めること、そして、義務を認める場合に、その内容が高度であるほど（高水準の製品を製造すること、さらにそれを短期間のうちに製造可能とすること、すなわち、その期間の経過により責任が生ずる可能性を認めること）、損害回避、低減につながり、基本法二条二項一文が貫徹され、

予防思想もより良く実現されることになるが、製造者にとれば義務を課されることは経済活動の自由（基本法二条一項）にかかわるといえる。そこで、結合製造物の製造者の義務、責任を考える際に、結合製造物の結合に関する性質から生ずる状況のもとで、義務を課することが、公法の比例原則により判断し、人身損害回避に適合し、かつ必要であり、さらに製造者に期待可能と評価しうるかが問題となるのである。

①、②からは、補助製品との使用が不可欠な主製品については、補助製品を考慮する必要性が存在するため、そのような製品の製造者に対して、補助製品の水準が上昇する場合に、補助製品の水準の上昇にあわせて、より水準の高い製品を製造する義務を認めることは、期待不可能な負担とは、直ちには評価しえないこととなるが（ここでさらに、これ以外の③④をはじめとする諸事情も含めて衡量したうえで、このような設計上の義務があることが最終的に決せられる<sup>44</sup>）、独立した使用可能性が認められる主製品の製造者に、補助製品を考慮する必要性が存在しないことから、補助製品の水準の上昇にあわせてより高水準な主製品を製造する義務を認めることは、前者の場合よりも過大な負担であると評価でき、原則として期待不可能といえる。ただし、補助製品がしばしば組み合わせられて使用されている場合であれば、過大な要求とはいえず、さらに、補助製品に対応した高水準の主製品の製造義務をいかなる場合にも認めず、従来水準の製品を製造しつづけるならば、補助製品の水準の上昇可能性にも係わらず、高水準な製品どうしの組み合わせが実現せず、低水準の製品の組み合わせが恒常化するおそれがあることから、これは基本法二条二項一文、予防思想に反するといえる。したがって、（任意的）補助製品が一般的に使用されている場合には、必要的補助製品との組み合わせの場合に準じて、主製品の製造者の義務を認めるのである。

また、③における、自己の製品の水準は相手に規定されるという製品の性質は、自己のより高い水準の製品を製

造する義務の履行の際に、他の製品の水準が対応して上昇していかないのであれば、使用不可能な製品を製造するという事態を生じさせる。そして、このような状態では、製造停止か、高水準な製品の製造が可能にもかかわらず製造しないという義務違反のもと、他の製品にあわせて従来通りの水準の製品を製造することになり、より現実的な選択肢である後者の場合について、製造者に危険責任類似的の責任がもたらされることになる。したがって、他の製品の水準が上昇しない場合に、高水準な製品を製造する義務を認めることは、高水準の結合ももたらされず、なにより、履行可能な義務を負うという民法の要請の前に、期待可能ではないと評価され、不法行為責任の枠を超えることを認めることになり、双方が製造可能とされる期間、つまり、製造可能とされるまでより長い猶予を認められた製造者についての期間が経過したときから、義務を認定すべきとしたのである。これに対して、④では、自己の製品の水準が相手方によって規定されない水準可変の結合製造物（技術水準が上昇し、より高価値な他の製品の使用も可能となった）の場合には、他の製品の水準がどうであれ、使用そのものは可能であり、③の場合とは異なり、義務違反のもと低い水準の製品を製造し、危険責任類似的の責任を負うといった事態は生じえない。しかし、他の製品が高水準にならない限り、たとえ高水準の製品を製造しても、使用状況は従来と変わりがなく、他の製品が高水準とならないうちに、あえて高水準な製品を製造させる（高水準な製品についての設計義務を認める）ことは基本法二条一項の製造者の経済活動の自由を侵害するが、基本法二条二項一文によりそれを根拠づけることはできず、③の場合と同様に、長い猶予を認められた者についての期間が経過した段階で義務を認定すべきであるとも考えられる。しかし、他の者の猶予期間とは無関係に、先行した設計上の義務（猶予期間）を認めることは、その者が先に義務を履行すれば、高水準な製品の製造についていまだ猶予が認められている製造者は単独で責任の危険

を負うことになり、義務の履行の強力な誘因となることから、義務が認められる時点をも、より長い猶予期間を認められた製造者についての期間が経過した時点からとすべきではないとする。つまり、このような形で、間接的には基本法二条二項一文の貫徹に資するのであり、この場合、製造者の経済活動の自由の侵害は、基本法二条二項一文の貫徹、予防思想の前に適法とされることになる。

以上のように、基本法二条二項一文の貫徹、予防思想の徹底のための責任の前提となる製造者の義務の設定において、義務者である製造者の権利との衡量が不可避であることから、そのような義務を課し、責任を負わせることが妥当か、比例原則によって判断がなされるが、その際、結合製造物の結合に関する性質によって、それらが組み合わせられた場合に前述のような様々な事情、問題が提起されるといえ、このもとで判断される結果、類型ごとに義務状況が異なってくるといえる。

指示、警告義務に対しては、(二)の責任モデルでは、任意的補助製品についての組み合わせから生ずる危険をも内容に含む指示、警告の義務について、基本法二条二項一文の優越的意義を鑑みるならば、風防事件判決(の趣旨、すなわち、主製品の製造者に、必要的付属品に対しては高度の調査義務を、任意的付属品については、それが一般的に使用されているとされる場合には、必要的付属品の場合よりも緩やかな内容ではあるが製造物監視、調査義務、これらにもとづき指示・警告義務を認める)とは異なり、補助製品が一般に使用されているのか否かという事情にかかわらず、認めるべきであるとされている。主製品の設計上の義務の認定の際には、補助製品の使用が一般的かどうかを義務の存否について問題とされたが、警告義務、指示義務については、設計上の義務と異なり、自己の製品の変更に影響するわけではなく、製造者の負荷にならないことから、基本法二条二項一文の優越的意義に鑑みれば肯定しうる

とする。この責任モデルの想定するケースは、そもそも組み合わせられた結果生ずる危険の予見は可能だが、それについて自己が調整する義務があるのかということが問題となるといえるものであることから、設計上の義務との実質的な負担の差異の観点から、この場合に限るのであれば、警告義務、指示義務について、このように解することも可能であろう。しかし、通常の場合、設計義務、指示義務、警告義務の前提としての組み合わせた結果生ずる危険の認識についても、組み合わせられる製品が必要な製品か任意的な製品かにより差が出るといえ、義務の履行可能性を考慮するのであれば、これに応じて、まさに風防事件で問題にされたように設計上の義務のみならず、製造物監視、調査義務、指示義務、警告義務についても差を認めるべきといえよう。

2 (二)で提示された責任モデル、および、これに対する以上の検討は、不法行為による製造物責任を前提にしたものである。これらは、製造物責任法による責任の場合には、いかに考えることになるのであろうか。製造物責任法の責任要件は欠陥という単独の要件であるが、内容的には、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥、製造上の欠陥（これは直ちに欠陥と評価される）が問題になりうる<sup>(45)</sup>とされている。このうち、結合製造物の性質がより大きく責任に影響するといえる設計上の欠陥について考えてみたい。

①②に関しては、欠陥を規定する要素である「合理的に予期しうる使用」(ドイツ三条一項b)、「通常予見される使用形態」(日本二条二項)といえるかに係わる問題であるといえる。したがって、この場合は、他の製品の使用がこれに入ると評価されれば、製造者はその使用から生ずる危険も自己の欠陥の評価の中に含めることとなる<sup>(45)</sup>といえよう。③④については、製造物責任法の責任の性質と関係しよう。(二)の責任モデルを提示したPeterは、製造物責任法において、欠陥とされるのは、製品が正当に期待しうる安全性を呈しない場合であり、これは社会生活上

の義務が生ずる場合と同様であるとする。そして、製造物責任法による責任は、危険責任ではなく、有責任性を欠く違法責任であり、したがって、実際上は社会生活上の義務による責任を超えない（有力説としてであるが）と指摘することからは、製造物責任法による責任においても、責任要件は違えども、同様に考えればよいとするようである。<sup>(46)</sup> ③については、水準が他の製品と合致していなければならぬ製造物の製造者について、組み合わされる製品の水準が上昇しない場合にも自身は独自に義務違反が生じうるとすることは、義務違反のまま従来の製品を製造しつづけなければならず、その際生ずる責任は危険責任類似の責任といえ、不法行為責任の枠を超えるとすることからは、<sup>(47)</sup>製造物責任法による責任が危険責任に類似すると評価されれば、このような場合にも製造者に責任を認めることが可能とも考えられる。この場合、開発上の欠缺、製品の技術的可能性の問題に関して検討したように、危険概念は様々な要素により規定され、柔軟な概念であり、それゆえ、不法行為の場合と同様に、（もちろん、最低限の安全性や、指示、警告による利用者の認識などの条件はつくが）上昇した水準の製品でないと欠缺と判断されるまでに一定の猶予期間（その期間の経過まで従来の製品を製造していても欠缺はないとされる）<sup>(48)</sup>が認められるであろうが、他の製品の水準が上昇しない限り使用できないことにより従来の製品を製造するという事情から、本来達成しうる安全性を下げることは、責任要件として、過失という製造者の行為から離れ、製品の安全性に焦点をあてる製造物責任法の欠缺の認定にあたっては、要件の性質上、妥当とはいえない。この場合、従来と同じ使用状況から生じ、責任が生じなかった損害について、新たに一方の製造者のみが欠缺から損害を生じさせたとして責任を負う（他方の製造者の製品はいまだ猶予期間内で欠缺がないと評価される）ことになるが、ただし、これについては、他の製品との結合から生ずる危険を自己の製品との関係で調整しえないこと（他の製造者が高水準な製品を製造し、それが欠缺

ありと評価されない自己の高水準の製品と組み合わせられることにより、損害発生回避・低減がはかられることは、自己がなしうる範囲内の設計、指示、警告といった行為ではなしえないが不可抗力であると評価しうる事情が存在すると認められるのであれば、責任が排除されると考える余地も一応あるのではないだろうか。<sup>(49)</sup>

3 また、Peterが取り上げる具体例は、結合製造物を組み合わせて使用した結果、有害物質が生成し、環境が汚染され、それによって、生命、身体が害され、製品の使用とは無関係な者に人身損害が生ずるというケースであったが、責任モデルを明確にするために捨象した問題について、ここでみていきたい。このケースで製造者に責任を追及する場合には、製造物責任において製品の使用者以外の者について損害が生じた場合をいかに扱うべきかという問題、さらに、問題とされている結合製造物以外にも、有害物質の発生源が存在することにより、いかに責任追及がなしうるのかという問題が存在する。

前者の問題については、不法行為による製造物責任について、製造者の義務を具体化する基準として、「平均的な使用者」(にとって安全性が認められるのか)や、「使用者の期待」(する安全性が認められるか)という基準が用いられていたが、損害が製品の使用者に生じている場合には「使用者」を基準とすることに問題は無いが、Peterが提示する具体例のように、使用者以外の者に損害が生じた場合にはいかに解すべきか問題となる。そして、これを別の面からみれば、製造者の義務は、使用者以外の、すなわち、製品の使用とは直接関係のない第三者(ここでは、子供といった、使用者の生活領域に属するといえる者は除き、まったく無関係な者、いわゆる bystanderのみを想定する)に生じうる危険の防禦にまで及ぶのかという問題であるといえる。これに対しては、製造者の社会生活上の義務は、保護の必要のある者、すなわち第三者にも向けられるとする見解も存在する<sup>(50)</sup>一方、損害の直接的な原因

は、製造物の使用者の生活領域、あるいは支配領域、したがって製造物の使用者の責任領域にあり、製造物の使用に関する製造者の危険防禦義務は、製造物の使用者について問題になるのであり、第三者には及ばないとする見解も存在する。後者によれば、第三者は損害賠償請求はなしうるが、製造者の責任は、あくまでも、「使用者」の基準による製造者の危険防禦義務が果たされていitかにより判断される。<sup>(51)</sup>

これに対して、製造物責任法においては、責任要件である、正当に期待しうる安全性の欠如としての欠陥については、「一般普通人」の正当な期待により判断されるとされており、製造物の使用者に限定されるわけではないことから、損害が製造物の使用者と第三者に生じた場合についての区別は見られないといえる。<sup>(52)</sup>

そして、結合製造物以外にも、有害物質の発生源が存在することにより、いかに責任追及がなしうるのかという問題があるが、まず、単純化のため、この責任モデルで想定したケース、すなわち、損害が、当該結合製造物の組み合わせの結果から生ずる有害物質のみを原因とする場合、結合製造物それ単独では、損害は生ずることなく、結合製造物を組み合わせることによりはじめて共通の不可分な損害が発生し、結合製造物の一つと損害について「あれなければこれなし」の関係をみたせば、通常の不法行為の判断に従い、その損害全体に対して責任を負い、各々の製造者は、併発不法行為として当該損害全部について民法八四〇条により連帯債務責任を負うといえる<sup>(53)</sup>が（この問題については製造物責任法においても五条、一五条二項により同様である）、有害物質により環境が汚染されたこと通じて、人身損害が生じたという場合には、問題となっている結合製造物の組み合わせによる発生から以外にも、この有害物質の排出が行われ、これらすべての有害物質の排出が積み重なって損害が生じたというケースが多いであろう。すなわち、有害物質の排出原因（したがって排出源も）が多数存在し、これらが積み重なること

で損害が発生するが、いずれの排出者の行為も損害の原因の一部にすぎず（損害の発生について付加的に、あるいは強めるといって影響する）、排出者の一人の行為がなくとも損害が生ずるといえる。これについては、まず、民事訴訟法二八七条により、各排出者の損害に対する寄与を評価することになるが、損害の一体性ゆえ寄与の割合を確定することは困難であることから、評価が不可能である場合も少なくないが、その際、いかなる責任が認められるのかはドイツ法では定まっていまいとされる<sup>54</sup>。

この場合、民法八三〇条一項二文を適用し、排出者に連帯責任を認めることが考えられる。まず、民法八三〇条一項一文は、共同不法行為責任を規定するが、共同行為者の主観的要件として共同行為（共同の危険の発生）について、過失では不充分であり、故意が必要とされることから通常は製造物責任では適用は考えられない。そして、八三〇条一項二文については、判例、通説によれば、いずれの行為者の行為だけでも全損害が発生する可能性があるが、いずれの者の行為が損害の原因か、また、その割合が不明の場合に適用されると解されており、これに従えば、問題のケースには、排出者に全損害の惹起可能性はみとめられないことから適用できないといえるが、これに<sup>55</sup>対して、被害者を救済すべく、八三〇条一項二文の適用を認める解釈をとる見解が存在する。被害者側からすれば、加害者の寄与の割合が不明な損害に対峙しており、これについて、アメリカ法では、加害者が損害に対する寄与の割合を証明しなければならず、これが不可能であれば、加害者に全損害に対する賠償責任が認められるとする解決をとる。また、加害者の側からすれば、自己が作出した危険を越える責任を負うことから守られることを求める。この両者の立場を考慮するならば、損害に対する寄与の割合が解明しえない場合に、しかも、その場合に限って、個々の排出源の責任が自己の作出した危険を越えない場合のみ、連帯責任が認められるとすべきである。八

三〇条一項二文は、被害者の証明困難による損害原因の解明不可能性による危険を加害者側に課したものであり、この危険は損害に対する寄与の割合が確定しえない場合一般に存在するといえる。以上から、八三〇条一項二文は、個々の排出者の行為では損害全体を惹起する危険はないが、損害に寄与するものの範囲が限定され、したがって求償が可能である（ただし、破産を原因とする求償不能の危険は加害者が負う）場合にも適用されるとし、このようなかたちで、各々の排出者の責任を自己が作出した危険の可能性に限定するのである。<sup>(56)</sup> また、一般的な環境負荷、これに加え、小規模な施設からの排出による損害に対する寄与は、民事訴訟法二八七条により評価し、全損害から差し引かれるべきであり、この差し引かれるとされるものについては、被害者が個別に明らかにし、請求していくことになるが、その困難性に鑑みれば、責任の欠缺といえることから、その分について、責任基金によって補われるのでなければ、差し引くという解決はとるべきではない（その分については被害者ではなく、大規模な排出者に負担させるべき）との主張もなされている。<sup>(57)</sup>

さらに、環境関連の問題は、将来的には、ますます、製造物の問題に移行することより、同じ損害原因（製品）から環境責任と製造物責任の根拠となる危険が生ずることになると指摘するものもある。<sup>(58)</sup>

- (1) BGHZ 99, 167 (173ff.)
- (2) Friedrich Graf von Westphalen, *Produkthaftungshandbuch Band1*, 1989, § 25 Rz. 176 (Ulrich Foerste)
- (3) v. Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 149 (Foerste) 組み合わせられる製品が多数になるほど、それに関して設計上の対応が期待可能であるかという問題が生ずるとする (Rz. 150)。相補的製造物の概念について、§ 25 Rz. 145, 149。本稿一(二)、同注(7)参照のこと
- (4) v. Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 164f. (Foerste) 詳しくは本稿二注(9)参照のこと

- (5) 本稿が検討の対象とする結合製造物について、本稿二(二)、同注(13)参照のこと
- (6) OLG VersR 1984, 793 (794) 本稿三(二)(一)参照のこと
- (7) Jörg Peter, *Kombinationsprodukthaftung für Umweltpersonenschäden*, 1997, S. 134ff. 前出の風防事件判決は、オートバイ製造者の付属品に対する責任について判断を示したものであり、その点では従来から組み合わされる製品について、主従の概念や、組み合わせが必要的なものか任意のものかという分類はなされていたが、このような製品の水準と組み合わせの関係について前面に出し、これも含めて検討することは従来あまり行われていなかったようである(いちおう、主製品の製造者が設計を変更した結果、従来から広くみられるような付属品を使用した場合に新たに危険が生ずるならば、使用説明書などにおいて従来からの付属品は使用不可能であることを示す義務があるとするといった指摘(v. Westphalen, a. a. O. (Fn. 3), § 25 Rz. 169 (Foerster))は存在するが)。
- (8) 憲法が民法に与える影響に関する問題については、もともと憲法学において、国家と市民の関係を規定する憲法の基本権の規定が、市民間で基本権とされるものが侵害された場合に適用されるのかという憲法の私人適用の問題として論じられてきた。そして、近時においては、この私人間の問題に憲法が介入するというアプローチから離れ、国家には市民が他の者から基本権を侵害されないよう積極的に措置をとるべき義務(基本権保護義務)があるとする見解が出されるにいたっている。まさにこの考えを法哲学者の Alexy とともに明確に主張したのは民法学者の Canaris であり、これ以降、民法学からも憲法と民法の関係の問題について盛んに研究が行われるにいたっている。小山剛「西ドイツにおける国の基本権保護義務」法学研究六三巻七号五四頁以下(一九九〇年)、同「ドイツ基本権解釈論における国の保護義務―社会権・防禦権と保護義務」慶應義塾大学法学政治学論究七号四一頁以下(一九九〇年)、同「私法関係における基本権の保護―基本権の私人間効力と国の保護義務」法学研究六五巻八号二二三頁以下(一九九二年)、同「基本権の客観法的側面をめぐる諸問題―ドイツの判例・学説を中心に」比較法研究五三号一五二頁以下(一九九二年)、栗城壽男「最近のドイツの基本権論について―基本権の客観的な内容に即して」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』九三頁以下(敬文堂 一九九四年) Robert Alexy, *Theorie der Grundrechte als subjektive Rechte* 1985; Claus-Wilhelm Canaris, *Grundrechte und Privatrecht*, AcP 184 (1984), 201ff.; ders., *Verstöße gegen das verfassungsrechtliche Übermaßverbot im Rechte der Geschäftsfähigkeit und im Schadensersatzrecht*, JZ 1987, 993ff.; ders., *Grundrechtswirkungen und Verhältnismäßigkeitsprinzip in der Richterlichen Anwendung und Fortbildung des Privatrechts*, Jus 1989, 161ff. ズィン

における最近の民法学からのものと「<sup>6</sup> Dieter Medicus, Der Grundsatz der Verhältnismäßigkeit im Privatrecht, AcP 192 (1992) 33ff.; Wolfgang Zöllner, Regelungsspielräume im Schuldvertragsrecht-Bemerkungen zur Grundrechtsanwendung im Privatrecht und zu den sogenannten Ungleichgewichtslagen, AcP 196 (1996) 1ff. 日本における民法学からの取り組みとして」法学教室一七一号「特集・民法と憲法—民法から出発して」(一九九四年)星野英一 Interview 六頁以下、泉久雄「家族をめぐる問題—憲法要請としての平等と非嫡出子の相続権」同一四頁以下、中窪裕也「労働をめぐる問題—男女平等法理を中心として」同一七頁以下、佐藤やよひ「外国人の問題」同一一頁以下、五十嵐清「人格権」同一五頁以下、中田裕康「契約自由の原則」同一九頁以下、大塚直「環境権」同一三三頁以下、山田誠一「所有権」同一三六頁以下、河上正二「行為能力」同四〇頁以下、山本敬三「憲法と民法の関係—ドイツ法の視点」同四四頁以下、大村敦志「民法と憲法の関係—フランス法の視点」同五二頁以下、樋口範雄「民法と憲法の関係—アメリカ法の視点」同五八頁以下、山本敬三「現代社会におけるリベラリズムと私法の役割 (一)」、(二)・完」法学論叢一三三巻四号一頁以下、五号一頁以下(一九九三年)、同「取引関係における公法的規制と私法の役割 (一)」、(二)・完」ジュリスト一〇八七号一二三頁以下、一〇八八号九八頁以下参照。特に、山本 法学論叢一三三巻五号七頁以下、ジュリスト一〇八八号一〇一頁以下は、「不法行為法(民法七〇九条)と基本権保護義務との関係に関する視点、判断基準を提示する」。

- (9) Peter, a. a. O., S. 62ff.
- (10) Peter, a. a. O., S. 65ff.
- (11) Peter, a. a. O., S. 69ff.
- (12) Peter, a. a. O., S. 74ff.
- (13) Peter, a. a. O., S. 77f.
- (14) Peter, a. a. O., S. 50ff., 57ff., 78ff. また、予防機能の強調は経済学的分析になじむとも考えられるが、金銭評価手続が介在することから、他の基本権と基本法二条二項一文とは同レベルにないことからすれば、この場合に社会生活上の義務の解釈基準として経済学的分析を用いることは否定されたとする。Peter, a. a. O., S. 81ff.
- (15) Peter, a. a. O., S. 140ff., 130f.
- (16) Peter, a. a. O., S. 142f.
- (17) OLG VersR 1984, 793 (794) 本稿三(一)(一)参照のこと

- (18) Peter, a. a. O., S. 143f.
- (19) Peter, a. a. O., S. 144
- (20) 流通の禁止に關し、Joachim Schmidt-Salzer, Produkthaftung Band III/1: Deliktrechtl. Teil, 2. Aufl., 1990, Rn. 4, 1114 f., 779f.; Taschner/Frietsch, Produkthaftungsgesetz und Eg-Produkthaftungsrichtlinie Kommentar 2. Auflage, 1990, Einführung Rn. 97本稿三(一)(一) 参照のこと。Peter, a. a. O., S. 144は、具体的に本ケースをみるならば環境を媒体にした損害事例であり、因果性が不明確な場合もあることから、また特に、流通の禁止は認められにくいとする。
- (21) Peter, a. a. O., S. 144ff.
- (22) Peter, a. a. O., S. 171ff.
- (23) Peter, a. a. O., S. 173f.
- (24) Peter, a. a. O., S. 174f., 197, Fn. 314本稿後出 (c) [2] 参照のこと。指示が製品の安全性に影響することによつて、Schmidt-Salzer, a. a. O. (Fn. 20), Rn. 779f.; Taschner/Frietsch, a. a. O. (Fn. 20), Einführung Rn. 97本稿三(一)(一) 参照のこと。
- (25) Peter, a. a. O., 177ff.; BGH VersR 1993, 848は、古く危険なものを除去するため他のリターナブルびんの使用者とその措置を協定する義務を否定した。また、他の製造者が呼吸監視器の付属品として製造したケーブルがわかりにくいプラグ結合を呈していたため、誤って付き添いの者が差し込んでしまった結果、監視器を使用していた者が死亡した呼吸監視器事件において、呼吸監視器の最終製造者に、従来からのケーブル供給者に対して、安全なプラグ結合を早するケーブルを製造するよう影響を及ぼす(働きかける)ことが、この供給者が遅滞なく安全なケーブルを開発、製造しない場合には、他の供給者に同様に働きかける義務を認めたと。(BGH NJW 1994, 3349 (3350))、これは、最終製造者と供給者との分業の問題であり、本稿で検討の対象とする結合製造物責任の問題からは外れる。
- (26) Peter, a. a. O., S. 181f.
- (27) Peter, a. a. O., S. 183
- (28) Peter, a. a. O., S. 183
- (29) Peter, a. a. O., S. 183f.
- (30) Peter, a. a. O., S. 187

- (31) Peter, a. a. O., S. 192
- (32) Peter, a. a. O., S. 192f.
- (33) Peter, a. a. O., S. 193ff.
- (34) Peter, a. a. O., S. 195f.
- (35) Peter, a. a. O., S. 197
- (36) Peter, a. a. O., Fn. 314 への趣旨については、前出 (1) [2] 参照のこと
- (37) Peter, a. a. O., S. 198
- (38) Peter, a. a. O., S. 202
- (39) Peter, a. a. O., S. 202
- (40) Peter, a. a. O., S. 202f.
- (41) Peter, a. a. O., S. 203f.
- (42) Peter, a. a. O., S. 204f.
- (43) Peter, a. a. O., S. 205
- (44) Peter, a. a. O., S. 183, 193f., 202f.
- (45) 本稿三 (三) (2) (四) 参照のこと
- (46) Peter, a. a. O., S. 19f.
- (47) Peter, a. a. O., S. 144f.
- (48) 本稿三 (一) (2) (四) 参照のこと
- (49) 本稿三 (三) (2) 参照のこと
- (50) 人一般に対して製造者の製造物観察義務を認めた BGHZ 80, 199 (202f.) (殺菌剤事件判決) / 自動車製造者に人一般に対し損害回避行為の義務があると述べる NJW 1968, 247 (248) / ノモネーを製造者にそのビンが運送にかかわる第三者にいつても侵害を及ぼさないようにする責任があることは BGHZ 104, 323 (326); Günter Hager, Schutzbereich der Produzentenhaftung, AcP 184 (1984), S. 413 (414); Jürgen Thomas, Unternehmenshaftung-Ein neuer Tatbestand an den Grenzen des zivilen Haftungsrecht,

UTR 15 (1991), S. 87 (90) などで RGRK, BGB, 12. Aufl., 1989, § 823 Rn. 146 は製造者の社会生活上の義務は第一には、平均な使用者に向けられたものであるとの見解、§ 823 Rn. 277 では「保護の必要性がある者」つまり第三者にも向けられるとする。

(15) Schmidt-Salzer, a. a. O. (Fn. 20), Rn. 4, 938ff.; v. Westphalen, a. a. O. (Fn. 1), § 24 Rn. 4ff.

(16) Taschner/Frietsch, a. a. O. (Fn. 20), § 1 Rn. 27, 49, § 3 Rn. 22; Friedrich Graf von Westphalen, Produkthaftungshandbuch Band 2, 1991, § 62 Rz. 2 (v. Westphalen); Hans Josef Kullmann, Produkthaftungsgesetz 2. überarbeitete und erweiterte Auflage, 1997, S. 82f.

(17) Hermann Lange, Schadensersatz, 2. Aufl., 1990, § 3 III; Gert Brüggemeier, Die Haftung mehrerer im Umweltrecht. Multikausalität-Nebentäterschaft-Teilkausalität, UTR Bd. 12 (1990), 261 (268f.); Günter Hager, Das neue Umweltschutzgesetz, NJW 1991, 134 (139); BGHZ 66, 70 (76); BGHZ 72, 289 (297f.) (ベミンニオンに関する補償(民法九〇六条二項一文))

(18) BGHZ 66, 70 (76f.); BGHZ 85, 375 (383) ドイツ民事訴訟法一八七条一項一文 損害が発生したか否か、および損害額または賠償すべき利益の額がさくらかにつき当事者で争いがあるときは、裁判所はこれに関し、すべての事情を評価して、自由な心証をもって裁判する。

(19) RGRK, § 830 Rn. 4, 23; Münchner Kommentar, 3. Aufl., 1997, § 830 Rn. 7, 21 ドイツの共同不法行為論について、能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察」(3)(4)(5)(6)法学協会雑誌九五卷二五二頁以下、九五号八卷七八頁以下、九五卷一七三頁以下、九六卷二二二頁以下(一九七八～九九年)、右近健男「ドイツ共同不法行為論」法律時報五〇卷六号七三頁以下(一九七八年)、椿寿夫「共同不法行為論の再検討」『民法研究 I』(第一法規出版 一九八三年)一三三頁以下、田口文夫「共同不法行為の要件論とその再構成—ドイツ共同不法行為論との比較において」専修法学論集三三三号一三五頁以下(一九八一年)参照

(20) Hager, a. a. O. (Fn. 53), 140 結合製造物、自動車、工場といった排出源のグループにおいて、さらにそのグループ内部の排出者間について適用を問題にしなかつた。また、同種製品の製造者間に市場割合責任理論の適用が考えられるが、BGH NJW 1994, 932 (934) では、全損害惹起性を要求する従来の判決・通説に従うことにより、結果的には否定される。

(21) Hager, a. a. O. (Fn. 53), 140

(8) Peter Salje, Umwelthaftungsgesetz/Kommentar, 1993, § 1, 3 Rn. 138

(9) Thomas, a. a. O. (Fn. 50) UTR 15, S. 87 (90)

## 五 まとめと展望

現代における需要の細分化、高度化と、それに対応する科学技術の発展によって、製造物に求められる機能も高度化、複雑化し、その結果、それ単独で使用しうる単純な製品のみならず、他の製品と組み合わせられて使用されることによりはじめて製品として機能することができる、あるいは、よりよく機能するという製品が登場することとなった。そして、本稿では、組み合わせることについて、製造者が流通に置いた後、利用者が組み合わせる場合を検討するのであるから、製造者が最終製品の完成に向けて組み合わせる場合とくらべ、製造者の目が届かないといえる。このような場合に、組み合わせられる製品は、他の者が製造した製品であることから、これに関連して何らかの義務を認めることは、自己の製品に対する責任以上のものを負うことになり妥当でないとも（法の原則論としてはこちらから出発することになるが）、また、たとえ他人が製造した製品であっても、自己の製品と組み合わせられることから、製品のコンセプトに入るとも考えられ、組み合わせられた結果生ずる危険を前提としたうえで、自己の製品について設計、指示、警告をなすべきであるともいえる。例えば、組み合わせられる製品が自己の製品と非常に密接な関係があり、しかも、市場に出ている種類も限定され、製造者が組み合わせられる製品について熟知し、組み合わせられた結果生ずる危険について自己の製品についての責任の範囲内で対応可能な場合もあれば、予想外の組み合わせ

わせではないにしても、組み合わせられた製品が自己の製品とは関連が薄く、また、このような関連の薄いものまで含めれば組み合わせられる製品の種類は膨大なものとなり、これらについてすべて熟知し、対応することが不可能な場合もあるといえる。つまり、組み合わせられる製品との関係は様々であり、これらすべてについて同じ扱いをするのか、また、異なる扱いをするのであれば、その基準が問題となる。これについて、一定の判断を下したのが、風防事件判決であり、この判決では、他の製品との組み合わせを考慮し、いかに自己の製品についての責任の範囲内で対処すべきかについて、他の製品との結合の緊密度により差異が生ずることが示されたといえる。さらに、結合製造物の性質がいかに製造者の責任を規定するのかを検討するため、一方の製造者の製品の水準の上昇に、他方の製品が直ちに対応しない場合に双方の製造者の責任はいかに考えられるべきかを検討した。そして、基本法二条二項一文、予防思想が貫徹されるよう製造者の義務が設定されたが、その際、義務を負う製造者の権利を不当に害してはならないとし、比例原則による判断がなされた。

結合製造物の製造者の責任の問題について、いくつかの問題をとりあげ検討してきたが、その際、共通した検討の視点は、自己の製品に対して義務を負うという原則と、組み合わせられて使用されるといふ性質を有することとに軋轢が存在すること、そしてさらに、組み合わせることが必要か、任意か、組み合わせられる際の技術水準が対応していることが必要か否かといった結合製造物の結合性の性質により、責任が規定されざるえないことである。結合製造物の結合性にかかわる性質は動かしえぬものであり、結合製造物責任は、この動かしえない性質から生ずる危険を製造者、あるいは被害者にどの程度帰すべきであるかという問題であるといえる。そして、これに関して、(潜在的なものも含め)被害者と製造者側の事情が考慮されることになるが、そのような危険をいざが負担すべき

であるかといえ、そのような製品を流通においた製造者が危険を負担すべきであるといえようが、製造者については、自己の製品と結びついて生ずる危険という形での拡大可能性と、その一方で自己の製品という枠に収まりきれないこと、および、義務の履行可能性（製造物責任法における欠陥の場合でも、このようなことが形をかえて考慮される可能性があることは本稿で検討した<sup>(60)</sup>）からくる限界の関係で調整をうけることになるということができる。このような観点から、責任を定めるにあたり、結合製造物の結合性の緊密度を考慮した基準を用いることが肯定されよう。

(60) 本稿三(二)(2)・三(2)、四(三) 2 参照のこと